

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

3.2.1.1 人口の状況

対象事業実施区域及びその周囲3市1町における人口及び世帯数の状況は表3.2.1に、人口及び世帯数の推移グラフは図3.2.1に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する東郷町の令和7年の人口は43,903人、世帯数は18,871戸となっている。

また、日進市は人口が94,260人、世帯数が40,417戸、みよし市は人口が61,345人、世帯数が26,197戸、豊田市は人口が415,138人、世帯数が190,271戸となっている。

また、対象事業実施区域及びその周囲3市1町における人口及び世帯数の推移は、概ね横ばいである。

表 3.2.1 人口及び世帯数の状況

| 市町 年 | 東郷町 | | 日進市 | | みよし市 | | 豊田市 | |
|---------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
| | 人口 (人) | 世帯数 (戸) | 人口 (人) | 世帯数 (戸) | 人口 (人) | 世帯数 (戸) | 人口 (人) | 世帯数 (戸) |
| 令和3年 | 44,003 | 18,036 | 92,562 | 38,239 | 61,236 | 24,843 | 421,280 | 183,167 |
| 令和4年 | 43,741 | 17,963 | 93,042 | 38,702 | 61,218 | 25,104 | 418,284 | 183,262 |
| 令和5年 | 43,903 | 18,296 | 93,643 | 39,373 | 61,375 | 25,480 | 416,747 | 184,884 |
| 令和6年 | 43,903 | 18,618 | 93,881 | 39,848 | 61,380 | 25,865 | 415,853 | 187,545 |
| 令和7年 | 43,903 | 18,871 | 94,260 | 40,417 | 61,345 | 26,197 | 415,138 | 190,271 |

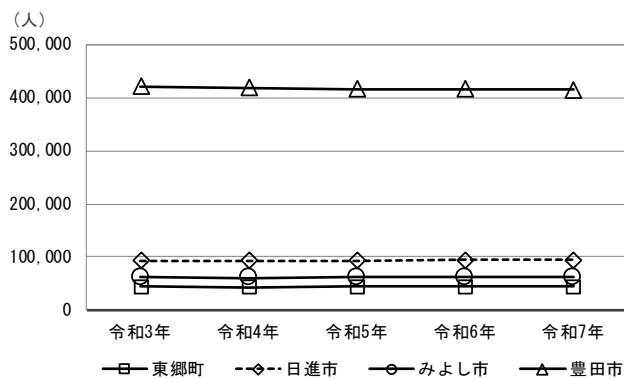
東郷町：各年3月31日現在
日進市・みよし市・豊田市：各年4月1日現在

出典：「住民データ」(東郷町ホームページ)

「にっしんの統計書(令和7年版)」(令和7年8月 日進市)

「みよしものしり専科-みよしの統計(令和7年度版)」(令和8年3月 みよし市)

「オープンデータ 豊田市の人口 詳細データ」(豊田市ホームページ)



出典：「住民データ」

(東郷町ホームページ)

「にっしんの統計書(令和7年版)」

(令和7年8月 日進市)

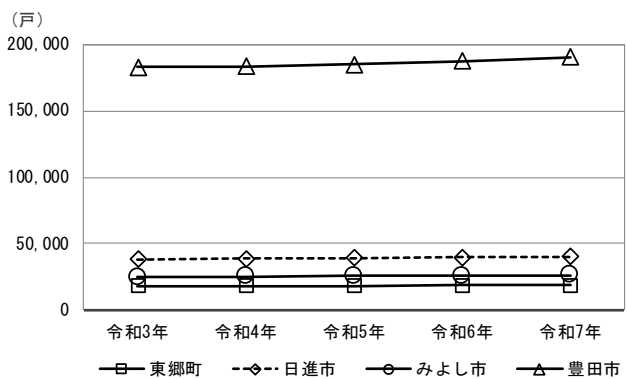
「みよしものしり専科-みよしの統計(令和7年度版)」

(令和8年3月 みよし市)

「オープンデータ 豊田市の人口 詳細データ」

(豊田市ホームページ)

図 3.2.1(1) 人口の推移の状況



出典：「住民データ」

(東郷町ホームページ)

「にっしんの統計書(令和7年版)」

(令和7年8月 日進市)

「みよしものしり専科-みよしの統計(令和7年度版)」

(令和8年3月 みよし市)

「オープンデータ 豊田市の人口 詳細データ」

(豊田市ホームページ)

図 3.2.1(2) 世帯数の推移の状況

3.2.1.2 産業の状況

対象事業実施区域及びその周囲3市1町における産業分類別就業人口及び事業所数の状況は、表3.2.2に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する東郷町は、事業所数が1,364事業所、従業者数が15,421人となっている。業種別の事業所数で見ると、卸売業・小売業が367事業所と最も多くなっている。また、業種別の従業者数で見ると、製造業が4,661人と最も多くなっている。

また、日進市は事業所数が2,593事業所、従業者数が30,868人、みよし市は事業所数が1,798事業所、従業者数が33,410人、豊田市は事業所数が12,721事業所、従業者数が247,911人となっている。

表 3.2.2 産業分類別就業人口及び事業所数の状況

令和3年6月1日現在

| 市町 | | 東郷町 | | 日進市 | | みよし市 | | 豊田市 | |
|-------|-------------------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|--------|-------------|
| 産業分類 | 区分 | 事業所数 | 従業者数 (人) | 事業所数 | 従業者数 (人) | 事業所数 | 従業者数 (人) | 事業所数 | 従業者数 (人) |
| | 第一次産業 | 農業・林業 | 6 | 67 | 8 | 112 | 9 | 76 | 75 |
| 漁業 | | - | - | - | - | - | - | 2 | 12 |
| 第二次産業 | 鉱業・採石業・砂利採取業 | - | - | - | - | - | - | 11 | 130 |
| | 建設業 | 152 | 885 | 269 | 2,037 | 169 | 945 | 1,297 | 10,479 |
| | 製造業 | 196 | 4,661 | 197 | 4,281 | 290 | 15,592 | 1,387 | 114,018 |
| 第三次産業 | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1 | 1 | 6 | 116 | - | - | 22 | 508 |
| | 情報通信業 | 9 | 25 | 23 | 378 | 3 | 12 | 108 | 2,372 |
| | 運輸業・郵便業 | 14 | 312 | 37 | 1,336 | 65 | 2,457 | 341 | 12,836 |
| | 卸売業・小売業 | 367 | 3,296 | 614 | 6,719 | 367 | 5,068 | 2,725 | 29,867 |
| | 金融業・保険業 | 12 | 100 | 27 | 252 | 17 | 295 | 172 | 2,432 |
| | 不動産業・物品賃貸業 | 43 | 145 | 204 | 714 | 150 | 427 | 787 | 3,446 |
| | 学術研究・専門・技術サービス業 | 47 | 151 | 108 | 850 | 52 | 1,445 | 497 | 5,980 |
| | 宿泊業・飲食サービス業 | 125 | 1,136 | 259 | 3,037 | 181 | 1,876 | 1,629 | 14,177 |
| | 生活関連・サービス業・娯楽業 | 102 | 968 | 219 | 1,125 | 134 | 849 | 1,173 | 6,918 |
| | 教育・学習支援業 | 63 | 242 | 150 | 3,179 | 72 | 754 | 493 | 6,017 |
| | 医療・福祉 | 117 | 1,909 | 299 | 4,627 | 156 | 1,893 | 919 | 18,733 |
| | 複合サービス業 | 5 | 46 | 14 | 759 | 8 | 151 | 84 | 1,313 |
| | サービス業(他に分類されないもの) | 105 | 1,477 | 159 | 1,346 | 125 | 1,570 | 1,002 | 17,728 |
| 計 | | 1,364 | 15,421 | 2,593 | 30,868 | 1,798 | 33,410 | 12,721 | 247,911 |

出典：「令和7(2025)年度刊愛知県統計年鑑」(愛知県ホームページ)

3.2.2 土地利用の状況

対象事業実施区域及びその周囲3市1町における土地利用の状況は表 3.2.3に、土地利用現況図は図 3.2.2(1)に、対象事業実施区域周辺の空中写真は図 3.2.2(2)、(3)に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する東郷町は、その他の割合が 29.2%と最も多くなっており、次いで住宅地が 19.6%、田が 13.1%となっている。

また、日進市はその他の割合が 24.9%、みよし市はその他の割合が 20.7%、豊田市は森林・原野の割合が 67.9%と最も多くなっている。

対象事業実施区域は既存施設が存在しており、対象事業実施区域周辺の土地利用状況は主に森林や荒地、建物用地、その他の用地等が混在しており、西側は河川地及び湖沼（愛知池）となっている。

表 3.2.3 土地利用の状況

| 市町 | 東郷町 | | 日進市 | | みよし市 | | 豊田市 | | |
|--------------------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----|
| | 面積 (ha) | 構成比 (%) | 面積 (ha) | 構成比 (%) | 面積 (ha) | 構成比 (%) | 面積 (ha) | 構成比 (%) | |
| 行政面積 | 1,803 | 100.0 | 3,491 | 100.0 | 3,219 | 100.0 | 91,832 | 100.0 | |
| 宅地 | 住宅地 | 354 | 19.6 | 748 | 21.4 | 560 | 17.4 | 4,050 | 4.4 |
| | その他 ^{注2)} | 196 | 10.9 | 306 | 8.8 | 530 | 16.5 | 2,882 | 3.1 |
| 農用地 | 田 | 237 | 13.1 | 310 | 8.9 | 391 | 12.1 | 4,740 | 5.2 |
| | 畑 | 98 | 5.4 | 118 | 3.4 | 334 | 10.4 | 1,450 | 1.6 |
| 森林・原野 | 129 | 7.2 | 609 | 17.4 | 180 | 5.6 | 62,348 | 67.9 | |
| 道路 | 194 | 10.8 | 387 | 11.1 | 400 | 12.4 | 3,906 | 4.3 | |
| 水面・河川・水路 | 68 | 3.8 | 142 | 4.1 | 159 | 4.9 | 2,807 | 3.1 | |
| その他 ^{注3)} | 527 | 29.2 | 871 | 24.9 | 665 | 20.7 | 9,648 | 10.5 | |

注1) 市町村名は令和5年4月1日現在で表章してある。

注2) 「宅地」から「住宅地」を除いた工業用地等である。

注3) 行政面積から「宅地」、「農地（農用地）」、「森林・原野等（森林、原野）」、「道路」及び「水面・河川・水路」の各面積を差し引いたものである。

注4) 面積は単位未満を、構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、行政面積と内訳の合計が一致しない場合がある。

出典：「令和7（2025）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）

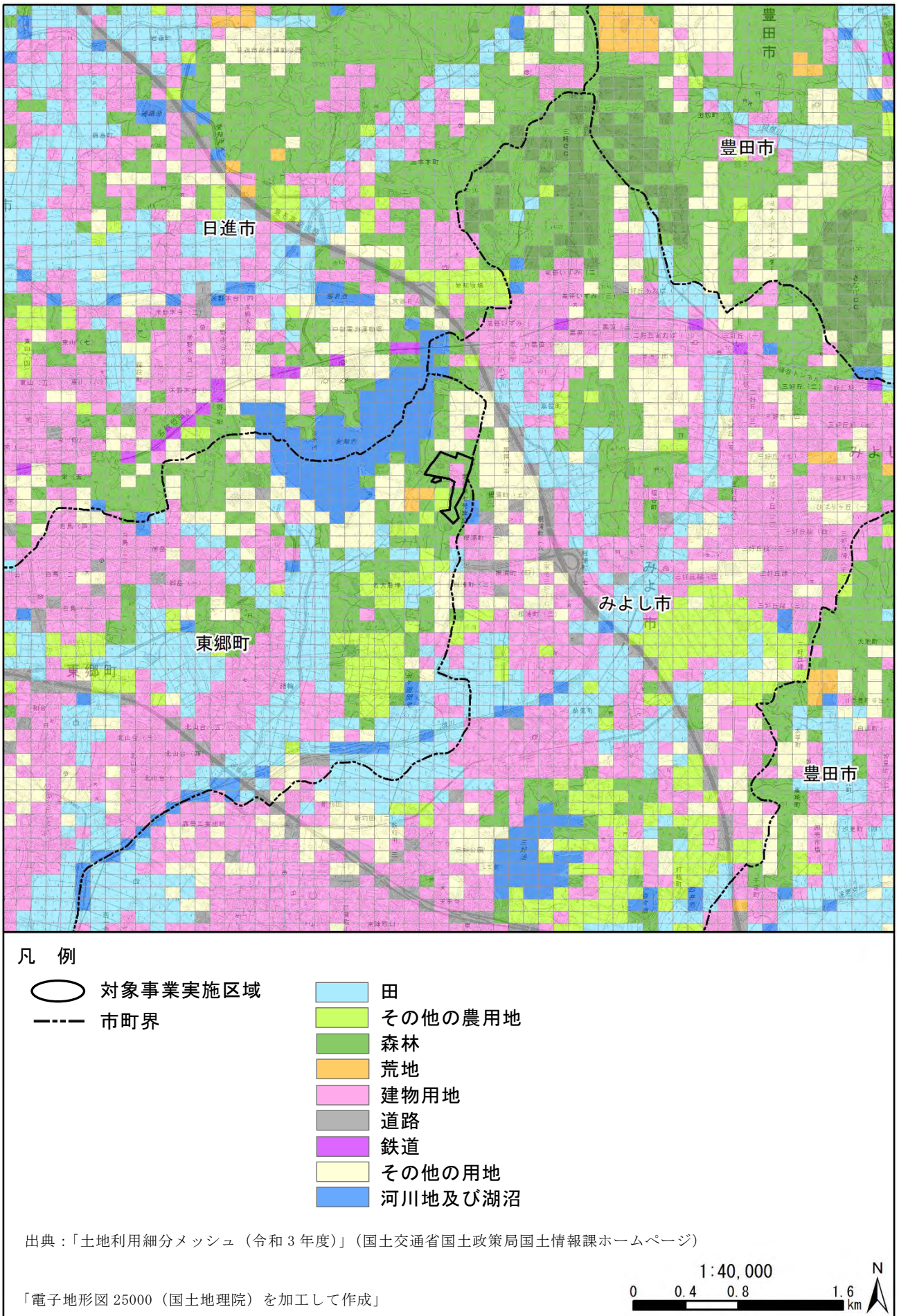


図 3.2.2(1) 土地利用現況図



注) 空中写真の撮影日：令和5年6月17日
出典：「地図・空中写真閲覧サービス」(国土地理院ホームページ)

図 3.2.2(2) 空中写真(対象事業実施区域周辺)



注) 空中写真の撮影日：令和5年6月17日
出典：「地図・空中写真閲覧サービス」(国土地理院ホームページ)

図 3.2.2(3) 空中写真 (対象事業実施区域周辺：拡大図)

3.2.3 都市計画の状況

対象事業実施区域及びその周囲3市1町における都市計画（用途地域）の指定状況は、表3.2.4に示すとおりである。

また、対象事業実施区域及びその周囲の都市計画図は、図3.2.3に示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の定められていない地域である。

表 3.2.4 都市計画（用途地域）の指定状況

令和6年1月1日現在

| 項目 | | 市町 | 東郷町 | 日進市 | みよし市 | 豊田市 |
|-------------|--------------|---------|-------|-------|--------|--------|
| 都市計画区域 (ha) | | | 1,803 | 3,491 | 3,219 | 35,569 |
| 市街化区域 | 第一種低層住居専用地域 | 面積 (ha) | 241 | 483 | 259 | 1,134 |
| | | 構成比 (%) | 13.4 | 13.8 | 8.0 | 3.2 |
| | 第二種低層住居専用地域 | 面積 (ha) | — | 25 | 19 | 32 |
| | | 構成比 (%) | — | 0.7 | 0.6 | 0.1 |
| | 第一種中高層住居専用地域 | 面積 (ha) | 107 | 102 | 122 | 951 |
| | | 構成比 (%) | 5.9 | 2.9 | 3.8 | 2.7 |
| | 第二種中高層住居専用地域 | 面積 (ha) | 100 | — | 33 | 86 |
| | | 構成比 (%) | 5.5 | — | 1.0 | 0.2 |
| | 第一種住居地域 | 面積 (ha) | 65 | 264 | 137 | 1,160 |
| | | 構成比 (%) | 3.6 | 7.6 | 4.3 | 3.3 |
| | 第二種住居地域 | 面積 (ha) | 22 | 39 | 55 | 99 |
| | | 構成比 (%) | 1.2 | 1.1 | 1.7 | 0.3 |
| | 準住居地域 | 面積 (ha) | 4 | 25 | 17 | 50 |
| | | 構成比 (%) | 0.2 | 0.7 | 0.5 | 0.1 |
| | 田園住居地域 | 面積 (ha) | — | — | — | — |
| | | 構成比 (%) | — | — | — | — |
| | 近隣商業地域 | 面積 (ha) | 14 | 47 | 21 | 160 |
| | | 構成比 (%) | 0.8 | 1.3 | 0.7 | 0.4 |
| | 商業地域 | 面積 (ha) | — | — | 13 | 108 |
| | | 構成比 (%) | — | — | 0.4 | 0.3 |
| 準工業地域 | 面積 (ha) | 4 | 106 | 12 | 364 | |
| | 構成比 (%) | 0.2 | 3.0 | 0.4 | 1.0 | |
| 工業地域 | 面積 (ha) | 5 | 33 | 150 | 246 | |
| | 構成比 (%) | 0.3 | 0.9 | 4.7 | 0.7 | |
| 工業専用地域 | 面積 (ha) | — | — | 254 | 934 | |
| | 構成比 (%) | — | — | 7.9 | 2.6 | |
| 計 | 面積 (ha) | 562 | 1,124 | 1,092 | 5,323 | |
| | 構成比 (%) | 31.2 | 32.2 | 33.9 | 15.0 | |
| 市街化調整区域 | 面積 (ha) | 1,241 | 2,367 | 2,127 | 30,246 | |
| | 構成比 (%) | 68.8 | 67.8 | 66.1 | 85.0 | |

注1) 構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、計と内訳の合計が一致しない場合がある。
 注2) 用途地域面積は、都市計画区域単位で都市計画決定されるため、市町村別の用途地域面積は参考数値である。
 出典：「令和7(2025)年度刊愛知県統計年鑑」(愛知県ホームページ)

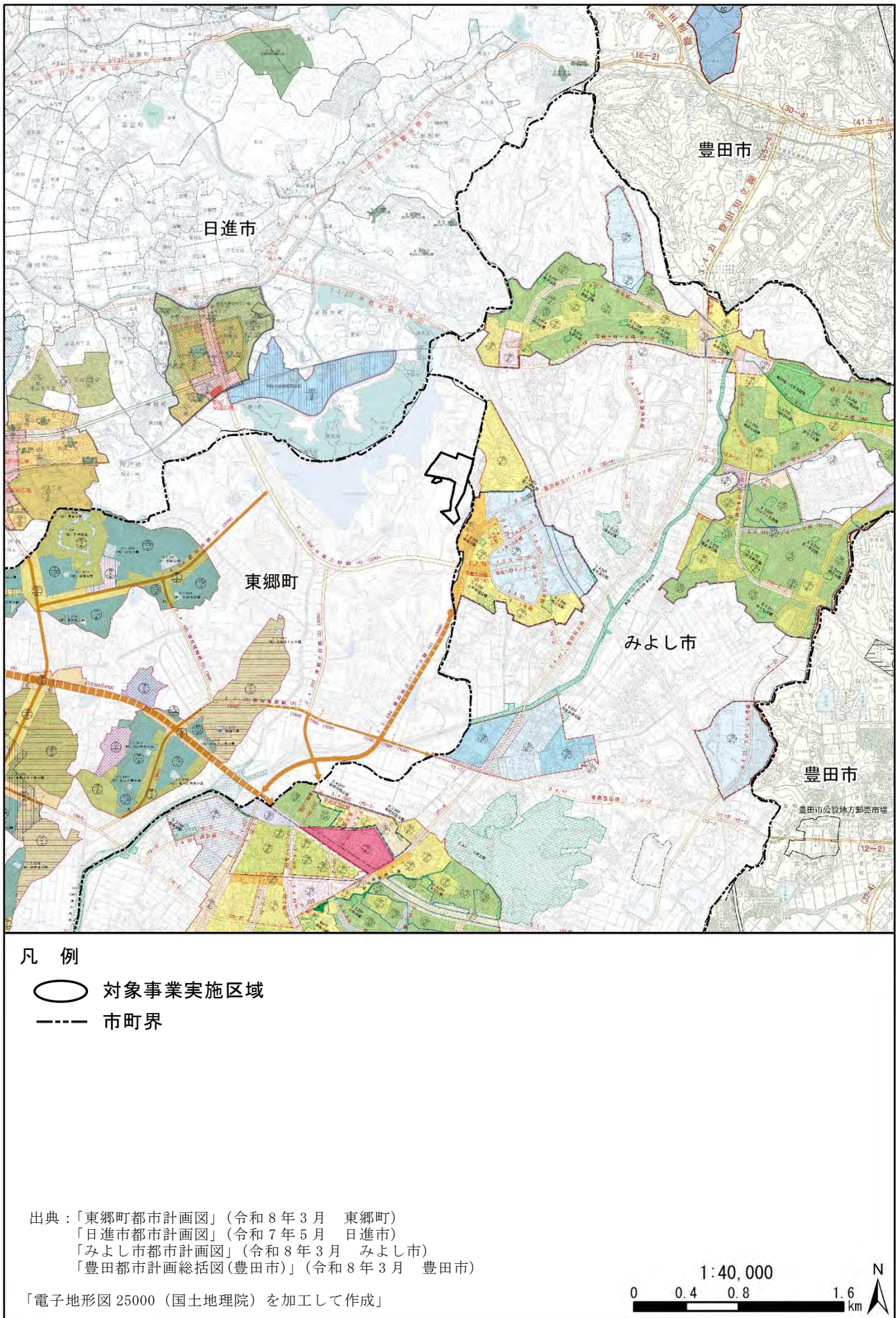


図 3.2.3(1) 都市計画図

| 凡 例 | | 東郷町 | 日進市 | みよし市 | 豊田市 |
|----------------|--------------|--------------------------|-----|------|-----|
| 市街化区域 | | | | | |
| 用途地域 | 第一種低層住居専用地域 | | | | |
| | 第二種低層住居専用地域 | — | | | |
| | 第一種中高層住居専用地域 | | | | |
| | 第二種中高層住居専用地域 | | — | | |
| | 第一種住居地域 | | | | |
| | 第二種住居地域 | | | | |
| | 準住居地域 | | | | |
| | 近隣商業地域 | | | | |
| | 商業地域 | — | — | | |
| | 準工業地域 | | | | |
| | 工業地域 | | | | |
| | 工業専用地域 | — | — | | |
| 特別工業地区 | | — | | — | |
| 高度利用地区 | | — | — | — | |
| 防火地域 | — | — | | — | |
| 準防火地域 | | | | — | |
| 地区計画区域 | | | | — | |
| 地区計画等（地区整備計画等） | — | — | — | | |
| 研究開発地区 | — | | — | — | |
| 都市計画道路 | | 県決定 (改良済) 市決定 (改良済) | | 改良済 | |
| 駅前広場 | — | | — | — | |
| 広場 | — | — | | — | |
| 都市計画公園 | | — | | — | |
| 都市計画緑地 | | — | | — | |
| 公園 | — | | — | — | |
| 土地区画整理事業施行中区域 | | — | — | — | |
| 土地区画整理事業施行済区域 | | | | — | |
| 供給処理施設 | — | — | — | | |

出典：「東郷町都市計画図」（令和8年3月 東郷町）
「日進市都市計画図」（令和7年5月 日進市）
「みよし市都市計画図」（令和8年3月 みよし市）
「豊田都市計画総括図（豊田市）」（令和8年3月 豊田市）

図 3.2.3(2) 都市計画図（凡例）

3.2.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

3.2.4.1 漁業権の状況

対象事業実施区域及びその周囲において、漁業権が設定されている水域はない。

3.2.4.2 上水道の普及状況

対象事業実施区域及びその周囲3市1町における上水道の普及状況は、表3.2.5に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する東郷町の水道普及率は99.9%、日進市及び豊田市は100.0%（一部未普及あり）、みよし市は100%（未普及なし）となっている。

東郷町、日進市及びみよし市は愛知中部水道企業団により供給が行われており、水源は愛知県水道用水供給事業からの浄水である。

なお、東郷町、日進市、みよし市、豊田市では簡易水道は設けられていない。

表 3.2.5 上水道の普及状況（令和6年度）

| 市町 | 項目 ①行政区域内 総人口 (人) | 現在給水人口（人） | | | 普及率 (%) ②/①×100 | |
|------|----------------------------|-----------|---------------------|------|-----------------------|-------|
| | | ②総数 | 上水道 | 簡易水道 | | 専用水道 |
| 東郷町 | 43,778 | 43,726 | (284,721) 43,726 | — | (—) 2,842 | 99.9 |
| 日進市 | 93,384 | 93,375 | <93,375> 93,375 | — | (—) — | 100.0 |
| みよし市 | 62,062 | 62,062 | <61,790> 61,790 | — | (272) 1,272 | 100 |
| 豊田市 | 414,383 | 414,326 | 414,280 | — | (46) 2,042 | 100.0 |

注1) 上水道欄の（ ）の数値は、他の市町村へ区域外給水している人口であり、< >の値は他の市町村等事業体からの区域外給水によって供給されている人口を再掲したものである。

注2) 専用水道欄の（ ）の値は、上水道から受水している施設を除いた自己水源のみで供給している施設の数値であり、普及率の算出には同値を用いている。

注3) 普及率欄の【100.0%】は、小数2位の四捨五入によるものであるため一部未普及があるが、【100%】は未普及が無いものである。

出典：「令和6年度 愛知県の水道（水道年報）」（令和8年3月 愛知県）

3.2.4.3 地下水の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲3市1町における地下水の工業用水としての利用状況は表3.2.6に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する東郷町の工業用水として利用されている井戸水の割合は、81.3%となっている。

また、その他の市の工業用水として利用されている井戸水の割合については、日進市は63.6%、みよし市は33.3%、豊田市は16.5%となっている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲は、「工業用水法」（昭和31年法律第146号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年愛知県条例第7号。以下、「県条例」という。）により地下水の採取規制はされていないが、「県条例」により揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える揚水設備（1事業所に2つ以上ある場合はその断面積の合計）を設置している場合は、水量測定器を設置しなければならないとされている。

表 3.2.6 地下水の利用状況

令和2年6月1日現在

| 項目 市町 | 工業用水 | | |
|----------|---------------------------------|-------------------------|---------------|
| | 1日当たり水源別用水量 (m^3) | 井戸水 (m^3) | 井戸水の割合 (%) |
| 東郷町 | 1,691 | 1,374 | 81.3 |
| 日進市 | 2,271 | 1,445 | 63.6 |
| みよし市 | 12,895 | 4,297 | 33.3 |
| 豊田市 | 54,152 | 8,958 | 16.5 |

出典：「2020年工業統計調査結果（確報）」（愛知県ホームページ）

3.2.5 交通の状況

3.2.5.1 道路交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲の主要な道路の状況は、図 3.2.4 に示すとおりである。また、令和3年度における交通量調査結果は、表 3.2.7 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲の主要な道路としては、東名高速道路、主要地方道豊田知立線及び一般県道豊田東郷線等がある。

令和3年度の調査結果によると、最寄りの調査地点である主要地方道豊田知立線（区間番号：42140）では、12時間交通量は12,555台、大型車混入率は18.9%となっている。また、最も交通量の多い一般国道153号（区間番号：11041）では、30,601台、大型車混入率は10.4%となっている。

表 3.2.7 対象事業実施区域及びその周囲の主要道路の交通量（平日）

| 路線名 | | 区間番号 | 交通量観測地点 | 交通量（台/12時間） | | | 大型車混入率（%） | |
|------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|-------|--------|-----------|------|
| | | | | 小型車 | 大型車 | 合計 | | |
| 高速自動車国道 | 東名高速道路 | 00060 | 豊田～東名三好 | 21,428 | 8,375 | 29,803 | 28.1 | |
| | | 00070 | 東名三好～日進 JCT | 21,554 | 8,986 | 30,540 | 29.4 | |
| 一般国道 | 153号 | 11010 | 愛知郡東郷町和合新濁池 | 25,242 | 3,024 | 28,266 | 10.7 | |
| | | 11021 | 愛知郡東郷町諸輪福田 | 25,403 | 2,179 | 27,582 | 7.9 | |
| | | 11031 | みよし市三好町前田 | 19,594 | 2,081 | 21,675 | 9.6 | |
| | | 11041 | 豊田市本新町5丁目 | 27,418 | 3,183 | 30,601 | 10.4 | |
| | 155号 | 11410 | 豊田市保見町上三戸口 | 6,639 | 1,321 | 7,960 | 16.6 | |
| | | 11420 | 豊田市大畑町不流 | 10,213 | 1,888 | 12,101 | 15.6 | |
| 主要地方道 (都道府県道) | 諸輪名古屋線 | 41340 | 調査対象区間外（非観測） | 5,440 | 292 | 5,732 | 5.1 | |
| | | 43480 | データなし | - | - | - | - | |
| | 豊田知立線 | 42105 | みよし市三好町小坂 | 6,318 | 640 | 6,958 | 9.2 | |
| | | 42110 | 調査対象区間外（非観測） | 10,758 | 2,329 | 13,087 | 17.8 | |
| | | 42130 | 調査対象区間外（非観測） | 6,155 | 1,549 | 7,704 | 20.1 | |
| | | 42140 | みよし市福谷町根浦 | 10,176 | 2,379 | 12,555 | 18.9 | |
| | | 42150 | データなし | - | - | - | - | |
| | 瀬戸大府東海線 | 42470 | 調査対象区間外（非観測） | 21,115 | 2,063 | 23,178 | 8.9 | |
| | 名古屋豊田線 | 42520 | 調査対象区間外（非観測） | 8,903 | 1,134 | 10,037 | 11.3 | |
| | | 42530 | 調査対象区間外（非観測） | 7,586 | 1,381 | 8,967 | 15.4 | |
| | | 42540 | 調査対象区間外（非観測） | 6,639 | 1,408 | 8,047 | 17.5 | |
| | 一般都道府 県道 | 田靱名古屋線 | 62010 | 調査対象区間外（非観測） | 5,712 | 1,279 | 6,991 | 18.3 |
| | | 岩藤名古屋線 | 62030 | 調査対象区間外（非観測） | 7,479 | 1,414 | 8,893 | 15.9 |
| 和合豊田線 | | 62050 | 調査対象区間外（非観測） | 6,887 | 583 | 7,470 | 7.8 | |
| | | 62060 | みよし市三好町中鯉ヶ池 | 7,844 | 571 | 8,415 | 6.8 | |
| 米野木苧生線 | | 62140 | 調査対象区間外（非観測） | 7,598 | 807 | 8,405 | 9.6 | |
| | | 62150 | 調査対象区間外（非観測） | 4,293 | 389 | 4,682 | 8.3 | |
| | | 66330 | みよし市苧生町並木 | 9,539 | 1,005 | 10,544 | 9.5 | |
| 駕鴨みよし線 | | 62160 | 調査対象区間外（非観測） | 3,953 | 2,185 | 6,138 | 35.6 | |
| 岩作諸輪線 | | 62190 | 調査対象区間外（非観測） | 5,914 | 1,756 | 7,670 | 22.9 | |
| | | 62210 | 調査対象区間外（非観測） | 7,142 | 965 | 8,107 | 11.9 | |
| | | 62215 | 調査対象区間外（非観測） | 8,623 | 1,546 | 10,169 | 15.2 | |
| みよし沓掛線 | | 62220 | みよし市明知町根揚 | 3,883 | 1,473 | 5,356 | 27.5 | |
| 豊田東郷線 | | 66010 | 豊田市宮上町8丁目 | 8,005 | 779 | 8,784 | 8.9 | |
| | 66020 | 調査対象区間外（非観測） | 7,459 | 1,124 | 8,583 | 13.1 | | |

注1) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値であることを示している。

注2) 12時間交通量とは、昼間（7時～19時）における交通量である。

注3) 表中の「-」は、令和3年度道路交通センサスにおいて、交通量観測が行われていないことを示している。

出典：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」（国土交通省ホームページ）

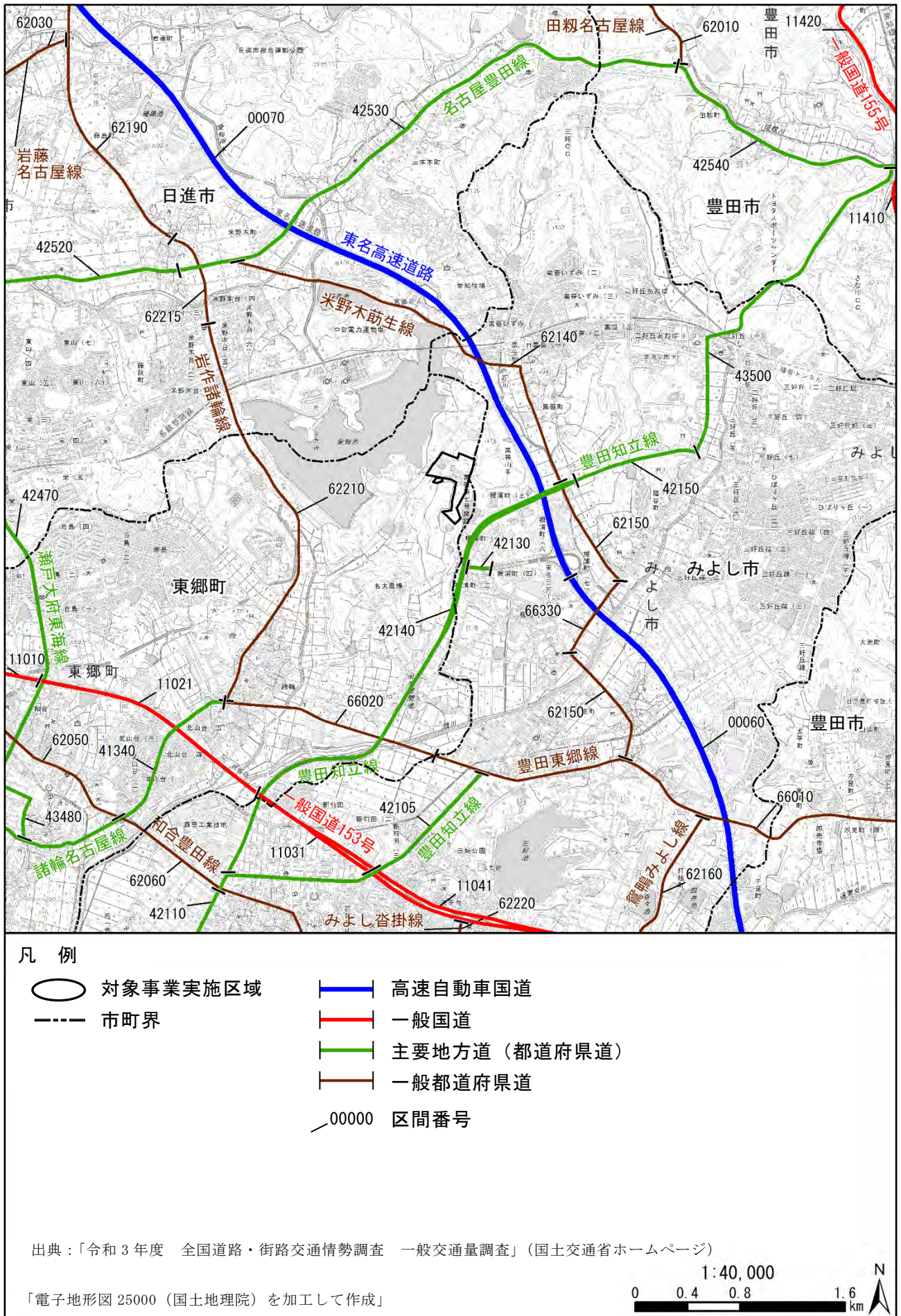


図 3.2.4 主要な道路の状況

3.2.5.2 鉄道の状況

対象事業実施区域及びその周囲の鉄道の状況は図 3.2.5 に、駅別利用者数は表 3.2.8 に示すとおりである。

対象事業実施区域最寄りの駅としては、対象事業実施区域北側約 1.0km に名古屋鉄道豊田線の黒笹駅が存在しており、令和6年度における利用者数は乗車 615,594 人、降車 610,964 人となっている。

表 3.2.8 対象事業実施区域周辺の主な駅別利用者数の状況（令和6年度）

| 路線名 | 駅名 | 乗車数 (人) | 降車数 (人) |
|----------|------|------------|------------|
| 名古屋鉄道豊田線 | 三好ヶ丘 | 1,356,589 | 1,354,824 |
| | 黒笹 | 615,594 | 610,964 |
| | 米野木 | 1,052,934 | 1,041,117 |
| | 日進 | 1,585,508 | 1,597,074 |

出典：「オープンデータ 各駅利用状況」（令和8年3月 日進市ホームページ）

「みよしものしり専科ーみよしの統計（令和7年度版）」（令和8年3月 みよし市）

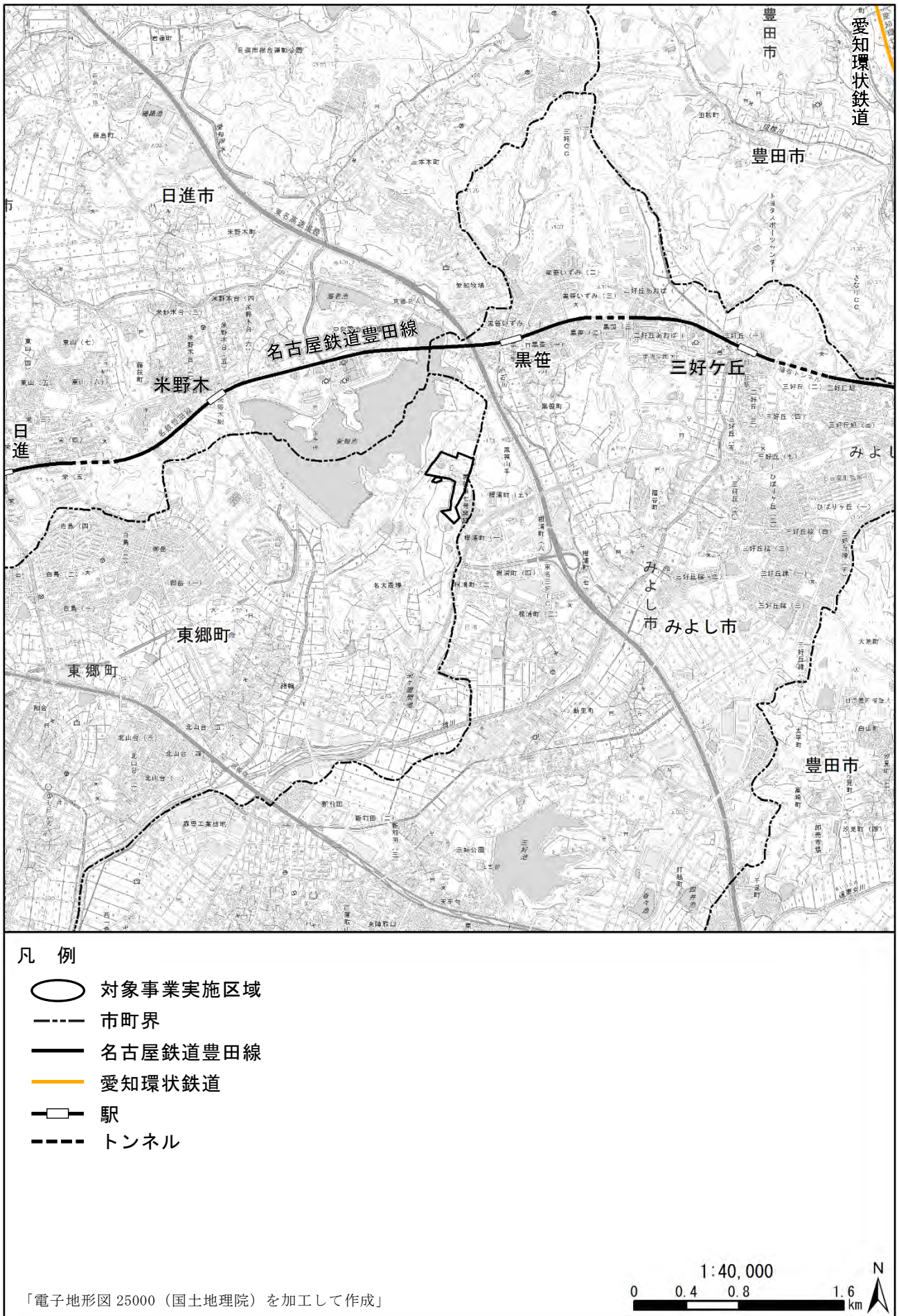


図 3.2.5 鉄道の状況

3.2.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域及びその周囲における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設は表 3.2.9 に、配置の状況は図 3.2.6 に示すとおりである。

対象事業実施区域最寄りの環境の保全についての配慮が特に必要な施設としては、南東側約 500m に位置する福祉施設である「シルバーハウスつばめの家みよし」があげられる。

また、住宅の配置の状況について、最寄住居及びまとまった住宅地が存在する最寄りの地区は対象事業実施区域東側約 100m に位置する黒笹山手となっている。

表 3.2.9(1) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

| 区分 | No. | 施設名 | 住所 |
|------|-----|----------------|-------------------|
| 小学校 | 1 | 東郷小学校 | 東郷町諸輪北山 112 |
| | 2 | 諸輪小学校 | 東郷町諸輪大坊池 29-110 |
| | 3 | 高嶺小学校 | 東郷町白鳥 2-5 |
| | 4 | 東小学校 | 日進市米野木町北畑 8-3 |
| | 5 | 北小学校 | 日進市岩崎町芝内 2-1 |
| | 6 | 梨の木小学校 | 日進市折戸町梨子ノ木 28-31 |
| | 7 | 北部小学校 | みよし市根浦町 3-9-47 |
| | 8 | 天王小学校 | みよし市三好町天王 51-75 |
| | 9 | 三好丘小学校 | みよし市三好丘 7-1 |
| | 10 | 緑丘小学校 | みよし市三好丘緑 1-1-1 |
| | 11 | 黒笹小学校 | みよし市黒笹いずみ 3-26-1 |
| | 12 | 小清水小学校 | 豊田市田町 2-81 |
| 中学校 | 13 | 東郷中学校 | 東郷町諸輪北山 126 |
| | 14 | 諸輪中学校 | 東郷町諸輪後山 60-65 |
| | 15 | 日進東中学校 | 日進市藤島町相山 77 |
| | 16 | 三好中学校 | みよし市三好町宮ノ越 42 |
| | 17 | 北中学校 | みよし市三好丘桜 1-1-1 |
| | 18 | 三好丘中学校 | みよし市三好丘 2-14-10 |
| 高等学校 | 19 | 日進高等学校 | 日進市米野木町三ヶ峯 4-18 |
| | 20 | 中部大学第一高等学校 | 日進市三本木町細廻間 425 |
| | 21 | 国際高等学校 | 日進市米野木町三ヶ峯 4-4 |
| | 22 | 衣台高等学校 | 豊田市太平町平山 5 |
| 大学等 | 23 | 東海学園大学 三好キャンパス | みよし市福谷町西ノ洞 21-233 |
| | 24 | 東海医療工学専門学校 | みよし市三好丘旭 3-1-3 |
| | 25 | 日本赤十字豊田看護大学 | 豊田市白山町七曲 12-33 |
| 幼稚園 | 26 | はくさん幼稚園 | 日進市藤枝町西外面 35 |
| | 27 | まこと第二幼稚園 | みよし市筋生町池下 8-1 |
| | 28 | ベル三好幼稚園 | みよし市三好丘 4-1-4 |
| | 29 | 東山幼稚園 | みよし市三好町東山 435 |
| | 30 | 三好桃山幼稚園 | みよし市西陣取山 26-1 |
| | 31 | 三好丘聖マーガレット幼稚園 | みよし市三好丘桜 1-9 |
| 図書館 | 32 | 東郷町立図書館 | 東郷町春木北反田 14 |
| | 33 | みよし市立中央図書館 | みよし市三好町湯ノ前 114 |

注) 表中の番号は、図 3.2.6(1)の番号と対応する。

出典：「令和7年度愛知県学校一覧（令和7年5月1日現在）」（愛知県ホームページ）

「マップあいち（学校及び小中学校区）」（愛知県ホームページ）

「幼稚園」（日進市ホームページ）

「幼稚園・こども園（幼稚園部）について」（みよし市ホームページ）

「東郷町立図書館」（東郷町ホームページ）

「みよし市立中央図書館」（みよし市ホームページ）

表 3.2.9(2) 環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設等）

| 区分 | No. | 施設名 | 住所 |
|--------|--------------|--------------------------|--------------------|
| 病院・診療所 | 1 | 医療法人和合会 和合病院 | 東郷町諸輪字北木戸西 108 |
| | 2 | 医療法人 奥田眼科 | 東郷町和合ヶ丘 1-15-3 |
| | 3 | 医療法人財団愛泉会 愛知国際病院 | 日進市米野木町南山 987-31 |
| | 4 | 寺島ファミリアクリニック | 日進市折戸町枯木 166 |
| | 5 | 医療法人 寿光会 寿光会中央病院 | みよし市三好町石畑 5 |
| | 6 | 花レディースクリニック | みよし市福谷町細田 1-3 |
| | 7 | たなかマタニティクリニック | みよし市三好丘旭 3-4-3 |
| 福祉施設 | 介護老人福祉施設 | | |
| | 8 | エイジトピア諸輪 | 東郷町諸輪字後山 60-5 |
| | 9 | きらめきとうごう | 東郷町大字和合字南蚊谷 310 |
| | 10 | のぞみ | 日進市米野木町南山 987-104 |
| | 11 | きらめきみよし | みよし市西一色町神田 80 |
| | 介護老人保健施設 | | |
| | 12 | 医療法人財団愛泉会老人保健施設愛泉館 | 日進市米野木町南山 987-44 |
| | 13 | 介護老人保健施設リハビリス日進 | 日進市折戸町梨子ノ木 28-650 |
| | 14 | 医療法人寿光会三好老人保健施設 | みよし市福谷町下り松 42-1 |
| | 軽費老人ホーム | | |
| | 15 | ケアハウス 寿睦苑 | みよし市福谷町寺田 4 |
| | 有料老人ホーム | | |
| | 16 | KANWA PLUS 白鳥 | 東郷町白鳥 2-17-3 |
| | 17 | あっとほ一む東郷 | 東郷町大字諸輪字北山 158-140 |
| | 18 | 住宅型有料老人ホーム ハート・とうごう | 東郷町北山台 4-7-8 |
| | 19 | KANWA PLUS 東郷 | 東郷町白鳥 1丁目 5-8 |
| | 20 | 有料老人ホームカナン | 日進市米野木台 4-801 |
| | 21 | ホームライフ咲花日進 | 日進市東山 5-304 |
| | 22 | みつば | 日進市米野木台 2-2421 |
| | 23 | 愛知老人コミュニティセンターシルバーホームまきば | 日進市米野木町南山 987-88 |
| | 24 | シルバーハウスつばめの家みよし | みよし市根浦町 1-8-1 |
| | 25 | ふくろうの家 | みよし市福谷町才戸 40 |
| | 26 | ゆうゆう未来館 三好 | みよし市三好町石畑 40-1 |
| | 27 | あっとほ一む三好 | みよし市三好町石畑 17 |
| | 認知症対応型共同生活介護 | | |
| | 28 | グループホーム あいわ | 日進市米野木町南山 987-58 |
| | 29 | グループホームあかり（みよし苑） | みよし市打越町山ノ間 86-2 |
| | 小規模多機能型居宅介護 | | |
| | 30 | 小規模多機能型介護事業所 サンライフハートネス | 日進市米野木町追鳥 47-1 |

注1) 表中の番号は、図 3.2.6(2)の番号と対応する。

注2) 病院・診療所は有床で入院できる施設を示している。

出典：「病院名簿（令和7年10月1日現在）」（愛知県ホームページ）

「医科診療所名簿（県所管分）」（愛知県ホームページ）

「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」（愛知県ホームページ）

「介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報公表システム」（厚生労働省ホームページ）

表 3.2.9(3) 環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設等）

| 区分 | No. | 施設名 | 住所 |
|------|-----|-----------------|-------------------------------|
| 保育施設 | 31 | たかね保育園 | 東郷町白鳥 4-1-3 |
| | 32 | 留愛東郷保育園 | 東郷町北山台 3-3-9 |
| | 33 | しらとり保育園 | 東郷町御岳 2-1-2 |
| | 34 | 東郷あやめこども園 | 東郷町大字諸輪字稲場 161 |
| | 35 | 太陽わごうこども園 | 東郷町和合東蚊谷 129-1 |
| | 36 | ママントコット | 東郷町御岳 1-8-24 |
| | 37 | 託児所たいよう | 東郷町大字諸輪字池上 1-1CCR1F |
| | 38 | 米野木台西保育園（指定管理） | 日進市藤枝町廻間 1-1 |
| | 39 | 東部保育園 | 日進市米野木町仲田 35-14 |
| | 40 | 三本木保育園 | 日進市三本木町上川田 9 |
| | 41 | 愛知国際プリスクール | 日進市折戸町梨子ノ木 46 |
| | 42 | マミーズ保育園 FEEL 日進 | 日進市栄一丁目 201「FEEL 日進店」 内 1F |
| | 43 | ひまわり子ども園 | 日進市藤島町長塚 74-15 2F |
| | 44 | ヤクルト日進センター保育ルーム | 日進市栄 3-1004 |
| | 45 | ひよこ託児所 | 日進市藤島町長塚 74-22 |
| | 46 | 蒔生保育園 | みよし市蒔生町仲田 48-1 |
| | 47 | 天王保育園 | みよし市三好町天王 51-20 |
| | 48 | みどり保育園 | みよし市三好丘桜四丁目 11-1 |
| | 49 | 城山保育園 | みよし市福谷町市場 61-2 |
| | 50 | すみれ保育園 | みよし市三好町八和田 108 |
| | 51 | わかば保育園 | みよし市三好町大坪 54 |
| | 52 | 黒笹保育園 | みよし市福谷町西大山 1-31 |
| | 53 | キッズハウスみよし | みよし市三好丘 1 丁目 11-5 |
| | 54 | グレース三好ヶ丘園 | みよし市三好丘二丁目 6-4 |
| | 55 | ちびっこランド三好中央園 | みよし市三好町上 75-1 |
| | 56 | みよしの森ほいくえん | みよし市打越町新池浦 110-4 |

注) 表中の番号は、図 3.2.6(2)の番号と対応する。

出典：「保育所一覧」（愛知県ホームページ）

「認可外保育施設一覧（令和8年1月30日時点）」（愛知県ホームページ）

「保育園・認定こども園」（東郷町ホームページ）

「令和8年度日進市の保育・教育施設案内」（日進市ホームページ）

「子ども・子育て支援法の規定に基づき確認した施設について」（みよし市ホームページ）

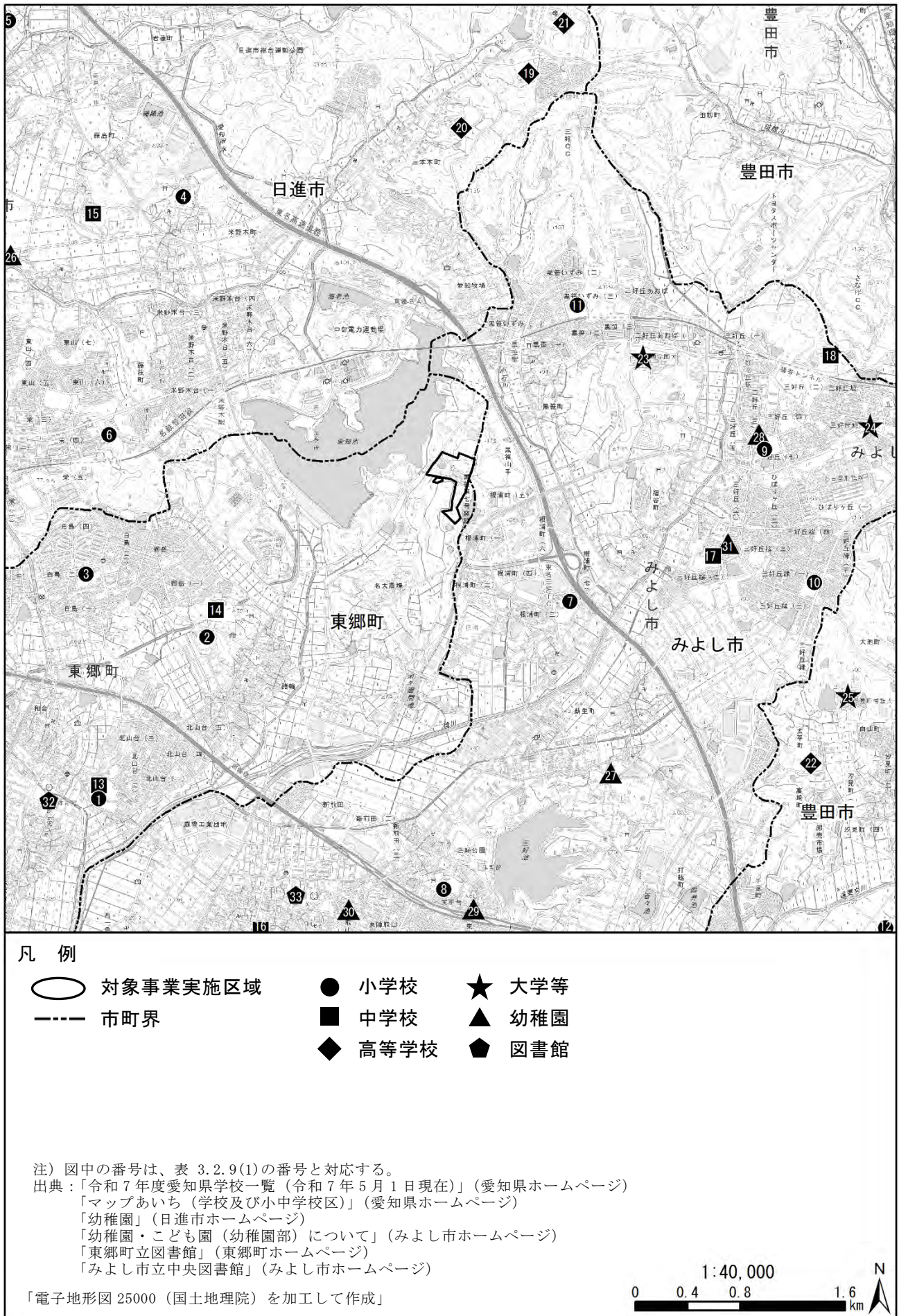


図 3.2.6(1) 環境保全への配慮を要する施設(教育施設)

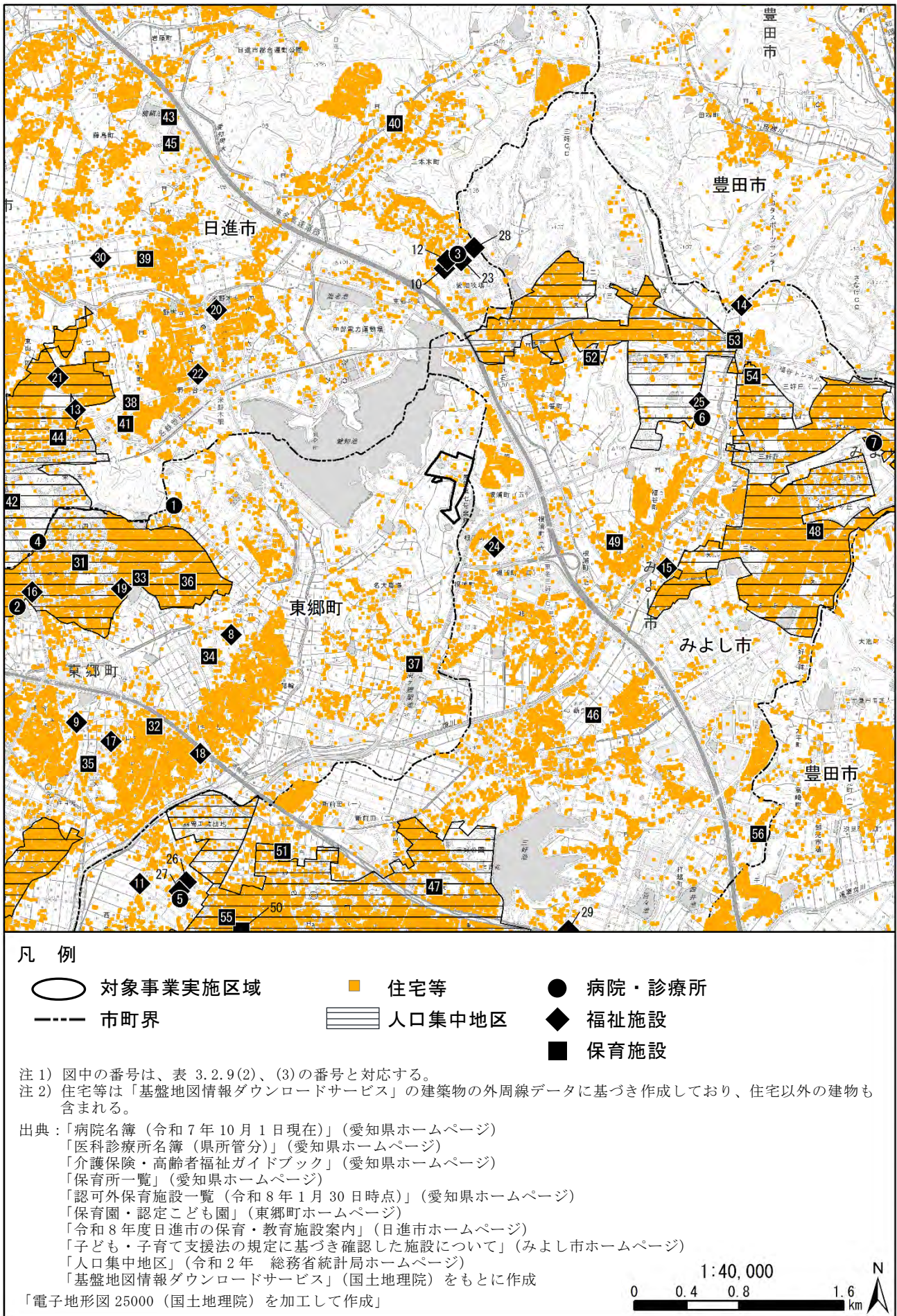


図 3.2.6(2) 環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設等）

3.2.7 下水道の整備の状況

対象事業実施区域及びその周囲3市1町における公共下水道の普及状況は、表3.2.10に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する東郷町の令和6年度における下水道処理人口普及率は、83.3%となっている。

また、その他の市の下水道処理人口普及率については、日進市は79.1%、みよし市は84.1%、豊田市は78.6%となっている。

表 3.2.10 公共下水道普及状況（令和6年度）

令和7年3月31日現在

| 市町 | 項目 | 住民基本 台帳人口 (人) | 汚水処理人口 (人) | 汚水処理人口 普及率 (%) | 下水道 | |
|----|------|---------------------|---------------|----------------------|--------------------|-----------------------|
| | | | | | 下水道処理 人口 (人) | 下水道処理 人口普及率 (%) |
| | 東郷町 | 43,903 | 39,258 | 89.4 | 36,559 | 83.3 |
| | 日進市 | 94,260 | 86,785 | 92.1 | 74,560 | 79.1 |
| | みよし市 | 61,345 | 60,809 | 99.1 | 51,617 | 84.1 |
| | 豊田市 | 415,138 | 384,385 | 92.6 | 326,171 | 78.6 |

出典：「令和7（2025）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

3.2.8.1 大気質

(1) 大気汚染に係る環境基準等

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準及び有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づく環境基準は、表 3.2.11に示すとおり定められている。なお、環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が生活していない地域又は場所については適用されない。

表 3.2.11(1) 大気汚染に係る環境基準

| 項目 | 物質名 二酸化硫黄 (SO ₂) | 二酸化窒素 (NO ₂) | 一酸化炭素 (CO) | 浮遊粒子状 物質 (SPM) | 光化学 オキシダント (Ox) |
|-------|---|--|---|---|--|
| 環境基準 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 | オゾンとして8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。 |
| 長期的評価 | 年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 | 年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であること。 | 年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 | 年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。 | 日最高8時間値の1年平均値を長期基準(年平均値0.04ppm以下)と比較する。 |
| 短期的評価 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。 | — | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。 | 日最高8時間値の年間99パーセントイル値を短期基準(8時間値0.07ppm以下)と比較する。 |

出典：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)

「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環大企第143号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)

「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(昭和53年環大企第262号)

「光化学オキシダントに係る環境基準の改定について」(令和8年環水大管発第2601301号)

表 3.2.11(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

| 物質名 項目 | ベンゼン | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン | ジクロロメタン |
|-----------|--------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| 環境基準 | 年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。 | 年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。 | 年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。 | 年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。 |
| 評価方法 | 同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。 | | | |

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号）

表 3.2.11(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

| 物質名 項目 | 微小粒子状物質 |
|-----------|--|
| 環境基準 | 1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。 |
| 評価方法 | 1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の年間98%値が35 μg/m ³ 以下であること。 |

出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（通知）」（平成21年環水大総発第090909001号）

表 3.2.11(4) ダイオキシン類に係る環境基準

| 物質名 項目 | ダイオキシン類 |
|-----------|---|
| 環境基準 | 年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。 |
| 評価方法 | 同一地点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。 |

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」

（平成11年環境庁告示第68号）

(2) 大気汚染に係る規制基準

計画施設は、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）及び「県条例」に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）、「大気汚染防止法」に定める水銀排出施設（廃棄物焼却炉）、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設（廃棄物焼却炉）に該当する。

① 硫黄酸化物

a) 排出基準

「大気汚染防止法」及び「県条例」では、K値規制として、ばい煙発生施設ごとに排出口（煙突）の高さに応じて、硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。東郷町における排出基準（K値）は、表 3.2.12に示すとおりである。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q：硫黄酸化物の許容排出量（m³N/時）

K：法施行規則第3条及び県条例施行規則第9条で定められた値

He：補正された排出口の高さ（m）

表 3.2.12 硫黄酸化物の排出基準（K値）

| 地域区分 | 区域 | 法 | | | 県条例 | |
|--------------|--|-----------------|--------------------------------|-----------------|------------------|------------------|
| | | 設置年月日 | | | 設置年月日 | |
| | | ～ S 47. 1. 4 | S 47. 1. 5 ～ S 49. 3. 31 | S 49. 4. 1 ～ | ～ S 49. 9. 29 | S 49. 9. 30 ～ |
| 法52号 県条例4 | 瀬戸市、春日井市、豊田市（平成17年3月31日における豊田市の区域に限る。）、小牧市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、みよし市、長久手市及び東郷町 | 9.0 | | | 9.0 | |

出典：「大気汚染防止法施行令」（昭和43年政令第329号）

「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

b) 総量規制

「大気汚染防止法」では、地域により硫黄酸化物の総量規制基準が定められているが、対象事業実施区域が位置する東郷町は指定地域には含まれていない。

c) 総排出量規制

対象事業実施区域が位置する東郷町は、「県条例」に基づく硫黄酸化物の総排出量規制の対象地域となっている。総排出量規制は次式により定められており、総排出量規制の算出に用いる定数は、表 3.2.13に示すとおりである。

$$Q = R_3 \{0.7 \alpha S_3 (a W_2 + b) + Q''\}$$

Q : 硫黄酸化物の排出許容量 (m³N/時)

W₁ : 昭和49年9月29日現在の大气指定施設の燃焼能力の合計値 (L/時)

W₂ : 大气指定施設の燃焼能力の合計値 (L/時)

Q'' : 昭和49年9月30日以降に設置される大气指定施設から燃料以外のものの燃焼によって排出される硫黄酸化物の量 (m³N/時)

a : 定数 (表3.2.13参照)

b : 定数 (表3.2.13参照)

R₃ : 定数 (東郷町を含む内陸地域=1.0)

αS_3 : 定数 (= (0.480 - 0.041 log y₂) / 100)
 $y_2 = | (a W_2 + b) - (a W_1 + b) |$

表 3.2.13 総排出量規制の定数 (廃棄物焼却炉)

| 対象規模 | 大气指定工場等における大气指定施設の燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計 (重油の量に換算した1時間当たり) | a | b |
|---|--|-------|--------|
| 火格子面積2m ² 以上 又は焼却能力200kg/時以上 又は焼却設備の燃焼能力が重油 換算50L/時以上 | 500L 以上 1,000L 未満 | 0.643 | 16 |
| | 1,000L 以上 5,000L 未満 | 0.743 | -84 |
| | 5,000L 以上 10,000L 未満 | 0.606 | 620 |
| | 10,000L 以上 | 0.861 | -1,930 |

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」 (平成15年愛知県規則第87号)

② ばいじん

「大気汚染防止法」では、施設の種類等による基準が定められている。廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準は、表 3.2.14に示すとおりであり、計画施設は0.08g/m³Nが該当する。

表 3.2.14 ばいじんの排出基準（廃棄物焼却炉）

| 施設名 | 焼却能力 (t/時) | 規模 (万m ³ N/時) | 上乗せ基準 (g/m ³ N) | 一般排出基準 (g/m ³ N) | | | |
|------------|---------------|-----------------------------|-------------------------------|--------------------------------|------------|-----------|----|
| | | | 設置年月日 | 設置年月日 | | 0n (%) | |
| | | | S 48. 4. 1～ | ～H10. 6. 30 | H10. 7. 1～ | | |
| 廃棄物焼却炉 | 4以上 | — | — | 0.08 | 0.04 | 12 | |
| | 2以上4未満 | — | — | 0.15 | 0.08 | 12 | |
| | 2未満 | — | — | 0.25 | 0.15 | 12 | |
| 廃棄物 焼却炉 | 連続炉 | — | 4以上 | 0.10 | — | — | 0s |
| | | — | 1以上4未満 | 0.20 | — | — | 0s |
| | | — | 1未満 | — | — | — | — |

注1) この表に掲げるばいじんの量は、日本産業規格（以下、「規格」という。）Z 8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火屑整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

注2) ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては一工程の平均の量とする。

注3) ばいじん量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : ばいじん量 (g/m³N)
 Cs : 測定時のばいじん量 (g/m³N)
 0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)
 0s : 測定時の酸素濃度 (%)

注4) 一般排出基準と上乗せ基準の両方に該当する施設については、いずれかの厳しい基準が適用される。

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）

「大気汚染防止法第4条第1項に基づく排出基準を定める条例」（昭和48年愛知県条例第4号）

③ 窒素酸化物

a) 排出基準

「大気汚染防止法」では、施設の種類、規模及び設置年月日により排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る窒素酸化物の排出基準は、表 3.2.15に示すとおりであり、計画施設は250ppmが該当する。

表 3.2.15 窒素酸化物の排出基準（廃棄物焼却炉）

| 施設名 | 規模 (万m ³ N/時) | 0n (%) | 排出基準 (ppm) | | |
|-----------------|-----------------------------|-----------|--------------|----------------------------|--------------|
| | | | 設置年月日 | | |
| | | | ～S 52. 6. 17 | S 52. 6. 18～ S 54. 8. 9 | S 54. 8. 10～ |
| 廃棄物焼却炉 (連続炉) | 4以上 | 12 | 300 | 250 | 250 |
| | 4未満 | | 300 | 300 | 250 |

注) 窒素酸化物量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 窒素酸化物濃度 (ppm)
 0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)
 Cs : 測定時の窒素酸化物濃度 (ppm)
 0s : 測定時の酸素濃度 (%)

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）

b) 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領

愛知県では、工場・事業場に対し窒素酸化物排出量の削減の指導が行われており、計画施設については指導対象ばい煙発生施設にあたる。窒素酸化物の指導要領は、表 3.2.16に示すとおりである。

表 3.2.16 窒素酸化物に係る指導要領

| 指導対象工場・事業場 | 指導対象施設 (大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設) | 指導内容 | |
|--------------------------|--|--|--|
| | | 新增施設 (昭和58年6月15日以後に設置されるばい煙発生施設) | 既設施設 (昭和58年6月14日までに設置されたばい煙発生施設) |
| 大気指定工場等 (県条例施行規則第26条) | 廃棄物焼却炉 (火格子面積が2m ² 以上又は焼却能力が200kg/時以上) | 1. 表 3.2.15に示す窒素酸化物の排出基準の20%以上の低減。 ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りでない。 2. 1.の規定にかかわらず、新設に伴う既設施設の廃止の場合、新設の施設から排出される窒素酸化物の量は、当該廃止施設の量を下回ること。 ただし、新設施設に対する指導は、1.の規定による濃度の低減を限度とする。 | 表 3.2.15に示す窒素酸化物の排出基準(昭和60年3月31日において当該施設に適用される基準)の5%以上の低減。 ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りではない。 |

出典：「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」(平成18年4月 愛知県)

④ 塩化水素

「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉について塩化水素の排出基準が表 3.2.17に示すとおり定められている。

表 3.2.17 塩化水素の排出基準(廃棄物焼却炉)

| 施設名 | 排出基準 |
|--------|------------------------------------|
| 廃棄物焼却炉 | 700mg/m ³ N (430ppm) |

注) 廃棄物焼却炉に係る塩化水素量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 塩化水素の量 (mg/m³N)

Cs : 排出ガス中の塩化水素の量 (mg/m³N)

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)

出典：「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)

「廃棄物焼却炉に係る塩化水素及び窒素酸化物の排出規制について」(昭和52環整54号)

⑤ 水銀

「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉について水銀の排出基準が、表 3.2.18に示すとおり定められており、計画施設では30 μg/m³Nが該当する。

表 3.2.18 水銀の排出基準（廃棄物焼却炉）

| 施設名 | 排出基準 (μg/m ³ N) ^{注2)} | | On (%) |
|-----------------------|---|----------|--------|
| | ～H30.3.31 ^{注3)} | H30.4.1～ | |
| 廃棄物焼却炉 ^{注1)} | 50 | 30 | 12 |

注1) 火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上について適用される。

注2) 廃棄物焼却炉に係る水銀量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 水銀の量 (μg/m³N)

Cs : 排出ガス中の水銀の量 (μg/m³N)

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)

注3) 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」(平成27年法律第41号)の施行(平成30年4月1日)において設置されている施設(設置の工事が着工されているものを含む。)を指す。

出典 : 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)

⑥ ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準が表 3.2.19に示すとおり定められており、計画施設では1ng-TEQ/m³Nが該当する。

表 3.2.19 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準

| 規模 (焼却能力 ^{注1)}) | 排出基準 (ng-TEQ/m ³ N) ^{注2) 注3)} | | | On (%) |
|---|---|----------------------|-----------|--------|
| | 設置年月日 | | | |
| | ～H9.12.1 | H9.12.2～ H12.1.14 | H12.1.15～ | |
| 4t/時以上 | 1 | 0.1 | 0.1 | 12 |
| 2t/時以上～4t/時未満 | 5 | 1 | 1 | |
| 火格子面積2m ² 以上又は 焼却能力0.2t/時以上2t/時未満 | 10 | 5 | 5 | |
| 上記以外 | 10 | 10 | 5 | |

注1) 火床面積0.5m²以上又は焼却能力が50kg/時以上について適用される。

注2) ダイオキシン類の濃度の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : ダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m³N)

Cs : 測定時のダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m³N)

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s : 測定時の酸素濃度 (%)

注3) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典 : 「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年総理府令第67号)

3.2.8.2 騒音

(1) 騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 3.2.20に示すとおり定められている。対象事業実施区域は都市計画区域で用途地域の定められていない地域となっており、B類型に該当する。

表 3.2.20(1) 騒音に係る環境基準

| 地域の類型 | | 時間の区分 | |
|-------|--|------------------|---------------------|
| | | 昼間 午前6時～午後10時 | 夜間 午後10時～翌日の午前6時 |
| AA | 該当なし | 50デシベル以下 | 40デシベル以下 |
| A | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域 ^{注)} | 55デシベル以下 | 45デシベル以下 |
| B | 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域 | 55デシベル以下 | 45デシベル以下 |
| C | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 | 60デシベル以下 | 50デシベル以下 |

注) 日進市、みよし市については田園住居地域は含まれない。

表 3.2.20(2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

| 地域の区分 | 時間の区分 | |
|--|------------------|---------------------|
| | 昼間 午前6時～午後10時 | 夜間 午後10時～翌日の午前6時 |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60デシベル以下 | 55デシベル以下 |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65デシベル以下 | 60デシベル以下 |

備考 車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表 3.2.20(3)の基準による。

表 3.2.20(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準（特例）

| 基準値 | |
|------------------|---------------------|
| 昼間 午前6時～午後10時 | 夜間 午後10時～翌日の午前6時 |
| 70デシベル以下 | 65デシベル以下 |

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ① 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
- ② 一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）

「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成11年愛知県告示第261号）

「環境基本法の規定に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成24年日進市告示第79号）

「騒音に係る環境基準について」（平成24年みよし市告示第11号）

「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の指定」（平成24年豊田市告示第121号）

(2) 騒音に係る規制基準

① 特定工場等に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）及び「県条例」等に基づく特定工場等に係る規制基準は、表 3.2.21に示すとおりである。

対象事業実施区域は都市計画区域で用途地域の定められていない地域に該当する。

表 3.2.21 特定工場等に係る騒音規制基準

| 時間の区分 地域の区分 | | 昼 間 | 朝・夕 | 夜 間 |
|----------------|--|------------------|---------------------------------------|----------------------|
| | | 午前8時から 午後7時まで | 午前6時から午前8時 まで 午後7時から午後10時 まで | 午後10時から 翌日の午前6時まで |
| 第1種区域 | 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域 | 45デシベル | 40デシベル | 40デシベル |
| 第2種区域 | 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 | 50デシベル | 45デシベル | 40デシベル |
| 第3種区域 | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 | 65デシベル | 60デシベル | 50デシベル |
| | 都市計画区域で用途地域の定められていない地域 | 60デシベル | 55デシベル | 50デシベル |
| 第4種区域 | 工業地域 | 70デシベル | 65デシベル | 60デシベル |
| | 工業専用地域 | 75デシベル | 75デシベル | 70デシベル |
| | 都市計画区域以外の地域 | 60デシベル | 55デシベル | 50デシベル |

1 第3種区域、第4種区域、工業専用地域及び都市計画区域以外の地域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

2 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。（1の適用を受ける区域は除く。）

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）

「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（昭和46年愛知県告示第800号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

② 特定建設作業に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」及び「県条例」等に基づき、特定建設作業に係る騒音の基準が定められている。

特定建設作業に係る規制基準は、表 3.2.22に示すとおりである。

対象事業実施区域は、都市計画区域で用途地域の定められていない地域となっており、①地域の基準が適用される。

表 3.2.22 特定建設作業に係る騒音の規制基準

| 規制の種別 | 地域の区分 | 基準等 |
|-------------|-------|------------------------|
| 基準値 | ①②③ | 85デシベルを超えないこと |
| 作業時間 | ① | 午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと |
| | ② | 午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと |
| *1日あたりの作業時間 | ① | 10時間を超えないこと |
| | ② | 14時間を超えないこと |
| 作業期間 | ①②③ | 連続6日を超えないこと |
| 作業日 | ①②③ | 日曜日その他の休日でないこと |

注1) 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

注2) 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を4時間以上*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

注3) 地域の区分

①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」（昭和46年愛知県告示第801号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

③ 自動車騒音に係る要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度は表 3.2.23に示すとおり定められている。

表 3.2.23 自動車騒音に係る要請限度

| 区域区分 | 時間区分 | | 道路に面する地域 | | 幹線交通を担う道路に近接する空間 |
|------|------|----------|----------|--------|------------------------|
| | | | 1車線 | 2車線以上 | |
| a | 昼間 | 6時～22時 | 65デシベル | 70デシベル | 昼間 75デシベル 夜間 70デシベル |
| | 夜間 | 22時～翌日6時 | 55デシベル | 65デシベル | |
| b | 昼間 | 6時～22時 | 65デシベル | 75デシベル | |
| | 夜間 | 22時～翌日6時 | 55デシベル | 70デシベル | |
| c | 昼間 | 6時～22時 | 75デシベル | | |
| | 夜間 | 22時～翌日6時 | 70デシベル | | |

※区域区分

a 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域

b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(日進市、みよし市については田園住居地域は含まれない。)

注1) 要請限度とは、「騒音規制法」第17条第1項の規定に基づく「自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に「道路交通法」(昭和35年法律第105号)の規定による措置を執るべきことを要請するものとする」際の限度をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

① 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は4車線以上の区間)

② 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路

注3) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成12年総理府令第15号)

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」

(平成12年愛知県告示第312号)

「騒音規制法に基づく特定工場・特定建設作業・特定工場の規制基準、自動車騒音の限度を定める区域の区分」

(平成24年日進市告示第80号)

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定」(平成24年みよし市告示第12号)

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定」(平成10年豊田市告示第62号)

3.2.8.3 振動

(1) 振動に係る規制基準

① 特定工場等に係る振動の規制基準

「振動規制法」（昭和51年法律第64号）及び「県条例」等に基づき、著しい振動を発生する施設を設置する工場等に係る規制基準は表 3.2.24に示すとおり定められている。

対象事業実施区域は都市計画区域で用途地域の定められていない地域となっており、第2種区域の1の基準が適用される。

表 3.2.24 特定工場等に係る振動規制基準

| 地域区分 | | | 時間区分 | | |
|-------|---|--|------------------------|---------------------------|--------|
| | | | 昼間 午前7時から 午後8時まで | 夜間 午後8時から 翌日の午前7時まで | |
| 第1種区域 | 1 | 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域 | 60デシベル | 55デシベル | |
| | 2 | 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 | 65デシベル | 55デシベル | |
| 第2種区域 | 1 | 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域 | 65デシベル | 60デシベル | |
| | 2 | 工業地域 | 70デシベル | 65デシベル | |
| | | | 工業専用地域 | 75デシベル | 70デシベル |
| | | | 都市計画区域以外の地域 | 65デシベル | 60デシベル |

- 工業地域及び工業専用地域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。
- 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする（1の適用を受ける区域は除く。）。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年環境庁告示第90号）
「特定工場等において発生する振動の規制基準」（昭和52年愛知県告示第1047号）
「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

② 特定建設作業に係る振動の規制基準

「振動規制法」及び「県条例」等に基づき、建設工事として行われる作業のうち著しい振動を発生する作業及び振動の規制基準は表 3.2.25に示すとおり定められている。

対象事業実施区域は都市計画区域で用途地域の定められていない地域となっており、①地域の基準が適用される。

表 3.2.25 特定建設作業に係る振動の規制基準

| 規制の種別 | 地域の区分 | 基準等 |
|-------------|-------|------------------------|
| 基準値 | ①②③ | 75デシベルを超えないこと |
| 作業時間 | ① | 午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと |
| | ② | 午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと |
| *1日あたりの作業時間 | ① | 10時間を超えないこと |
| | ② | 14時間を超えないこと |
| 作業期間 | ①②③ | 連続6日を超えないこと |
| 作業日 | ①②③ | 日曜日その他の休日でないこと |

注1) 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

注2) 基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を4時間以上*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

注3) 地域の区分

①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）

「振動規制法施行規則別表第1 付表第1号の規定に基づく区域の指定」（昭和52年愛知県告示第1048号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

③ 道路交通振動に係る要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度は、表 3.2.26に示すとおりである。

表 3.2.26 道路交通振動に係る要請限度

| 区域区分 | 要請限度 | |
|------|--------------------|-----------------------|
| | 昼間 午前7時から午後8時まで | 夜間 午後8時から翌日の午前7時まで |
| 第1種 | 65デシベル | 60デシベル |
| 第2種 | 70デシベル | 65デシベル |

※区域の区分

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

注) 要請限度とは、「振動規制法」第16条第1項の規定に基づく「道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が道路管理者に対し該当道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする」際の限度をいう。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）

「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定」

（昭和52年愛知県告示第1049号）

「振動規制法の規定に基づく特定工場・特定建設作業、道路交通振動の区域の区分及び時間の区分」

（平成24年日進市告示第81号）

「振動規制法に基づく振動の規制地域の指定」（平成24年みよし市告示第13号）

「振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定」（平成10年豊田市告示第63号）

3.2.8.4 悪臭

愛知県は県内全域が「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）の規制地域であり、対象事業実施区域が位置する東郷町においても臭気指数による規制が行われている。「悪臭防止法」に基づく臭気指数による規制基準及び規制区分は表 3.2.27に示すとおりである。

対象事業実施区域は、第2種地域に該当する。

表 3.2.27 悪臭防止法に基づく臭気指数による規制基準

| 規制区分 | 敷地境界 (1号基準) | 気体排出口 (2号基準) | 排水 (3号基準) |
|-------|----------------|---|--------------|
| 第1種地域 | 臭気指数12 | 規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した値 | 臭気指数28 |
| 第2種地域 | 臭気指数15 | | 臭気指数31 |
| 第3種地域 | 臭気指数18 | | 臭気指数34 |

注1) 臭気指数は、試料を人間の嗅覚で臭気を感じられなくなるまで無臭の空気（試料が水の場合は無臭の水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）から次式により算定される。

$$(\text{臭気指数}) = 10 \times \log_{10} (\text{臭気濃度})$$

(参考) 臭気指数10：ほとんどの人が気にならない臭気

臭気指数12～15：気をつければ分かる臭気（希釈倍率16～32倍）

臭気指数18～21：らくに感知できる臭気（希釈倍率63～126倍）

注2) 「悪臭防止法施行規則」において気体排出口の高さが15m以上と15m未満の施設に分けて設定方法が定められている。

・15m未満 指標：臭気指数

大気拡散式：流量を測定しない簡易な方法

・15m以上 指標：臭気排出強度

大気拡散式：建物の影響による拡散場の乱れを考慮した大気拡散式

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和47年総理府令第39号）

「悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成18年愛知県告示第378号）

3.2.8.5 水質

(1) 水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準

「環境基本法」に基づく人の健康の保護に関する環境基準は表 3.2.28に示すとおりである。
人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域について定められている。

表 3.2.28 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

| 項目 | 基準値 | 項目 | 基準値 |
|-----------------|--------------|----------------|-------------|
| カドミウム | 0.003mg/L以下 | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 | トリクロロエチレン | 0.01mg/L以下 |
| 鉛 | 0.01mg/L以下 | テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 |
| 六価クロム | 0.02mg/L以下 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L以下 | チウラム | 0.006mg/L以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L以下 | シマジン | 0.003mg/L以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 | チオベンカルブ | 0.02mg/L以下 |
| P C B | 検出されないこと。 | ベンゼン | 0.01mg/L以下 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | セレン | 0.01mg/L以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L以下 | ふっ素 | 0.8mg/L以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L以下 | ほう素 | 1mg/L以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L以下 | | |

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと。」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示59号）

② 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域について利用目的に応じて水域類型を設定してそれぞれの基準が定められている。河川に適用される環境基準は表 3.2.29に、湖沼に適用される環境基準は表 3.2.30に示すとおりである。

対象事業実施区域東側を流れる境川は、B類型に指定されている。

表 3.2.29 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（河川））

ア

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 ^{注)} | 水素イオン 濃度 (pH) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌数 |
|----------|---------------------------------|---------------------|-------------------------|--------------------------|---------------|----------------------|
| AA | 水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 20CFU/ 100mL以下 |
| A | 水道2級 水産1級 及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 2mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 300CFU/ 100mL以下 |
| B | 水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | 1,000CFU/ 100mL以下 |
| C | 水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5mg/L 以下 | 50mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | — |
| D | 工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの | 6.0以上 8.5以下 | 8mg/L 以下 | 100mg/L 以下 | 2mg/L 以上 | — |
| E | 工業用水3級 環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 10mg/L 以下 | ごみ等の浮遊 が認められな いこと。 | 2mg/L 以上 | — |

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。））とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）
- 4 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- 5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。
- 6 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）
- 7 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の散歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

| 項目 類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 全垂鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩 |
|----------|---|------------|--------------|------------------------------|
| 生物A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L以下 | 0.001mg/L以下 | 0.03mg/L以下 |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下 | 0.0006mg/L以下 | 0.02mg/L以下 |
| 生物B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L以下 | 0.002mg/L以下 | 0.05mg/L以下 |
| 生物特B | 生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下 | 0.002mg/L以下 | 0.04mg/L以下 |

備考 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示59号）

表 3.2.30 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（湖沼））

ア

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|-------------------------------|---------------------|-----------------------|--------------------------|---------------|--------------------|
| | | 水素イオン 濃度 (pH) | 化学的 酸素要求量 (COD) | 浮遊物質量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌数 |
| AA | 水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1mg/L以下 | 1mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 20CFU/ 100ml以下 |
| A | 水道2、3級、水産2級及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/L以下 | 5mg/L以下 | 7.5mg/L以上 | 300CFU/ 100ml以下 |
| B | 水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5mg/L以下 | 15mg/L以下 | 5mg/L以上 | — |
| C | 工業用水2級、環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 8mg/L以下 | ごみ等の浮遊 が認められな いこと。 | 2mg/L以上 | — |

備考：水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | |
|----------|---|-----------|-------------|
| | | 全窒素 | 全磷 |
| I | 自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの | 0.1mg/L以下 | 0.005mg/L以下 |
| II | 水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの | 0.2mg/L以下 | 0.01mg/L以下 |
| III | 水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの | 0.4mg/L以下 | 0.03mg/L以下 |
| IV | 水産2種及びVの欄に掲げるもの | 0.6mg/L以下 | 0.05mg/L以下 |
| V | 水産3種、工業用水、農業用水、環境保全 | 1mg/L以下 | 0.1mg/L以下 |

備考1 基準値は年間平均値とする。

備考2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

備考3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

| 項目 類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|----------|---|------------|--------------|--------------------------|
| | | 全亜鉛 | ノニル フェノール | 直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 |
| 生物A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L以下 | 0.001mg/L以下 | 0.03mg/以下 |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下 | 0.0006mg/L以下 | 0.02mg/以下 |
| 生物B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L以下 | 0.002mg/L以下 | 0.05mg/以下 |
| 生物特B | 生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下 | 0.002mg/L以下 | 0.04mg/以下 |

エ

| 項目 類型 | 水生生物が生息・再生産する場の適応性 | 基準値 |
|----------|--|-----------|
| | | 底層溶存酸素量 |
| 生物1 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 4.0mg/L以上 |
| 生物2 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 3.0mg/L以上 |
| 生物3 | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域 | 2.0mg/L以上 |

備考1 基準値は、日間平均値とする。

備考2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示59号）

③ ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類の環境基準は表 3.2.31に示すとおりである。

ダイオキシン類の環境基準は公共用水域及び底質について定められている。

表 3.2.31 ダイオキシン類に係る環境基準（水質及び水底の底質）

| 項目 | 基準値 |
|---------------|---------------|
| 水質（水底の底質を除く。） | 1pg-TEQ/L以下 |
| 水底の底質 | 150pg-TEQ/g以下 |

備考1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

備考2 基準値（水底の底質を除く。）は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」

（平成11年環境庁告示第68号）

(2) 水質汚濁に係る規制基準

① 一律排水基準

一般廃棄物処理施設である焼却施設は、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）に定める特定施設に該当する。特定施設を設置する事業場（特定事業場）は、排水量に関わらず有害物質に係る排水基準が適用される。有害物質に係る排水基準は、表 3.2.32に示すとおりである。

また、特定事業場からの排水が50m³/日以上の場合には、表 3.2.33に示す排水基準が適用される。なお、対象事業実施区域は窒素含有量及び燐含有量の排水基準の適用地域となっている。

表 3.2.32 排水基準（有害物質）

| 有害物質の種類 | 許容限度 |
|--|---|
| カドミウム及びその化合物 | 0.03mg/L |
| シアン化合物 | 1mg/L |
| 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る） | 1mg/L |
| 鉛及びその化合物 | 0.1mg/L |
| 六価クロム化合物 | 0.2mg/L |
| 砒素及びその化合物 | 0.1mg/L |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.005mg/L |
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと。 |
| ポリ塩化ビフェニル | 0.003mg/L |
| トリクロロエチレン | 0.1mg/L |
| テトラクロロエチレン | 0.1mg/L |
| ジクロロメタン | 0.2mg/L |
| 四塩化炭素 | 0.02mg/L |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.04mg/L |
| 1,1-ジクロロエチレン | 1mg/L |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4mg/L |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 3mg/L |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06mg/L |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.02mg/L |
| チウラム | 0.06mg/L |
| シマジン | 0.03mg/L |
| チオベンカルブ | 0.2mg/L |
| ベンゼン | 0.1mg/L |
| セレン及びその化合物 | 0.1mg/L |
| ほう素及びその化合物 | 海域以外10mg/L 海域230mg/L |
| ふっ素及びその化合物 | 海域以外8mg/L 海域15mg/L |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | 100mg/L（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量） |
| 1,4-ジオキサン | 0.5mg/L |

備考 「検出されないこと。」とは、「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

表 3.2.33 排水基準（生活環境項目）

| 項目 | 許容限度 | | | | |
|-----------------|---|-----|-------|--------|--------|
| 水素イオン濃度 | 海域以外 5.8以上8.6以下 海域5.0以上9.0以下 | | | | |
| 生物化学的酸素要求量 | 160mg/L（日間平均120mg/L） | | | | |
| 化学的酸素要求量 | 160mg/L（日間平均120mg/L） | | | | |
| 浮遊物質 | 200mg/L（日間平均150mg/L） | | | | |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 | <table border="1"> <tr> <td>鉱油類</td> <td>5mg/L</td> </tr> <tr> <td>動植物油脂類</td> <td>30mg/L</td> </tr> </table> | 鉱油類 | 5mg/L | 動植物油脂類 | 30mg/L |
| 鉱油類 | 5mg/L | | | | |
| 動植物油脂類 | 30mg/L | | | | |
| フェノール類含有量 | 5mg/L | | | | |
| 銅含有量 | 3mg/L | | | | |
| 亜鉛含有量 | 2mg/L | | | | |
| 溶解性鉄含有量 | 10mg/L | | | | |
| 溶解性マンガン含有量 | 10mg/L | | | | |
| クロム含有量 | 2mg/L | | | | |
| 大腸菌数 | 日間平均800 CFU/mL | | | | |
| 窒素含有量 | 120mg/L（日間平均60mg/L） | | | | |
| 燐含有量 | 16mg/L（日間平均8mg/L） | | | | |

備考

「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく排出水の排出基準は、表 3.2.34に示すとおりである。

表 3.2.34 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準（排水）

| 特定施設種類 | 排出基準 (pg-TEQ/L) |
|--|-----------------|
| 廃棄物焼却炉（火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/h以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設 | 10 |

注) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」（平成11年政令第433号）

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年総理府令第67号）

② 総量規制基準

対象事業実施区域は、「水質汚濁防止法」に基づく総量規制の指定地域内にあり、排水が50m³/日以上の場合、COD（化学的酸素要求量）、窒素含有量、りん含有量について、以下に示すとおり、総量規制基準が適用される。なお、総量規制基準値の算出に用いる定数は、表 3.2.35 に示すとおりである。

○COD（化学的酸素要求量）に係る総量規制基準

$$L_{c} = (C_{c j} \cdot Q_{c j} + C_{c i} \cdot Q_{c i} + C_{c o} \cdot Q_{c o}) \times 10^{-3}$$

- L_{c} : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）
- $C_{c j}$: 表 3.2.35に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- $C_{c i}$: 表 3.2.35に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- $C_{c o}$: 表 3.2.35に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- $Q_{c j}$: 平成3年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（単位 1日につき立方メートル）
- $Q_{c i}$: 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量。（単位 1日につき立方メートル）
- $Q_{c o}$: 特定排水の量（ $Q_{c j}$ 及び $Q_{c i}$ を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

○窒素含有量に係る総量規制基準

$$L_{n} = (C_{n i} \cdot Q_{n i} + C_{n o} \cdot Q_{n o}) \times 10^{-3}$$

- L_{n} : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）
- $C_{n i}$: 表 3.2.35中に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- $C_{n o}$: 表 3.2.35中に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- $Q_{n i}$: 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（単位 1日につき立方メートル）
- $Q_{n o}$: 特定排水の量（ $Q_{n i}$ を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

○りん含有量に係る総量規制基準

$$L_{p} = (C_{p i} \cdot Q_{p i} + C_{p o} \cdot Q_{p o}) \times 10^{-3}$$

- L_{p} : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）
- $C_{p i}$: 表 3.2.35中に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- $C_{p o}$: 表 3.2.35中に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- $Q_{p i}$: 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（単位 1日につき立方メートル）
- $Q_{p o}$: 特定排水の量（ $Q_{p i}$ を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

表 3.2.35 総量規制基準の定数

| 区分 | | 化学的酸素要求量 (mg/L) | | | 窒素含有量 (mg/L) | | りん含有量 (mg/L) | |
|-------|--------------------------------|-----------------|-----|-----|--------------|-----|--------------|-----|
| | | Ccj | Cci | Cco | Cni | Cno | Cpi | Cpo |
| ごみ処理業 | 日平均排水量 400m ³ 以上 | 30 | 30 | 30 | 20 | 25 | 1 | 1 |
| | 日平均排水量 400m ³ 未満 | | | | | | 1.5 | 2.5 |

出典：「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準」

(平成29年愛知県告示第286号)

「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準」

(平成29年愛知県告示第287号)

「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準」

(平成29年愛知県告示第288号)

③ 上乗せ基準

愛知県では、「水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年愛知県条例第4号)に基づき、県内全体を7水域に分け、業種や排水量の規模等に応じて上乗せ排水基準が定められている。

対象事業実施区域及びその周囲は衣浦湾境川等水域に分類され、表 3.2.36に示す項目の上乗せ基準が適用される。

表 3.2.36 上乗せ排水基準 (新設の工場又は事業場 (衣浦湾境川等))

| 項目 | 許容限度 | | | | |
|-----------------|---|-----|-------|--------|--------|
| 生物化学的酸素要求量 | 25mg/L (日間平均20mg/L) | | | | |
| 化学的酸素要求量 | 25mg/L (日間平均20mg/L) | | | | |
| 浮遊物質量 | 30mg/L (日間平均20mg/L) | | | | |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 | <table border="1"> <tr> <td>鉱油類</td> <td>2mg/L</td> </tr> <tr> <td>動植物油脂類</td> <td>10mg/L</td> </tr> </table> | 鉱油類 | 2mg/L | 動植物油脂類 | 10mg/L |
| 鉱油類 | 2mg/L | | | | |
| 動植物油脂類 | 10mg/L | | | | |
| フェノール類含有量 | 1mg/L | | | | |
| 銅含有量 | 1mg/L | | | | |
| 溶解性鉄含有量 | 5mg/L | | | | |
| 溶解性マンガン含有量 | 5mg/L | | | | |

注1) 新設の工場又は事業場にあつては1日当たりの平均的な排水の量が20m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。ただし、非金属鉱業及び窯業原料精製業に係る工場又は事業場にあつては、すべての工場又は事業場に係る排水について適用する。

注2) 溶解性鉄含有量及び溶解性マンガン含有量についての上乗せ排水基準は、刈谷市の上水道水源よりも上流の境川に排出される排水について適用する。

出典：「水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年愛知県条例第4号)

3.2.8.6 地盤、地下水及び土壌

(1) 地盤

対象事業実施区域が位置する東郷町は、「工業用水法」及び「県条例」による揚水規制の規制区域には該当していないが、「県条例」による水量測定器設置義務区域に該当することから、揚水設備のうち、揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える揚水設備（1事業所に2つ以上ある場合はその断面積の合計）を設置している場合は、水量測定器を設置し、地下水の揚水量を測定し、その結果を知事に報告しなければならない。

(2) 地下水及び土壌

① 地下水及び土壌に係る環境基準

「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく地下水の水質汚濁並びに土壌の汚染に係る環境基準は、表 3.2.37及び表 3.2.38に示すとおり定められている。

表 3.2.37 地下水の水質汚濁に係る環境基準

| 項目 | 基準値 |
|---------------------------------|--------------|
| カドミウム | 0.003mg/L以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 0.01mg/L以下 |
| 六価クロム | 0.02mg/L以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |
| PCB | 検出されないこと。 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 |
| クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | 0.002mg/L以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01mg/L以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L以下 |
| チウラム | 0.006mg/L以下 |
| シマジン | 0.003mg/L以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/L以下 |
| セレン | 0.01mg/L以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L以下 |
| ふっ素 | 0.8mg/L以下 |
| ほう素 | 1mg/L以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 |
| ダイオキシン類 | 1pg-TEQ/L以下 |

備考

1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと。」とは、測定結果が平成9年環境庁告示第10号別表に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

5 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」

(平成11年環境庁告示第68号)

表 3.2.38 土壌の汚染に係る環境基準

| 項目 | 環境上の条件 |
|---------------------------------|--|
| カドミウム | 検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 |
| 有機燐 | 検液中に検出されないこと。 |
| 鉛 | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| 六価クロム | 検液1Lにつき0.05mg以下であること。 |
| 砒素 | 検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。 |
| 総水銀 | 検液1Lにつき0.0005mg以下であること。 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 |
| P C B | 検液中に検出されないこと。 |
| 銅 | 農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。 |
| ジクロロメタン | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 |
| クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液1Lにつき0.004mg以下であること。 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.1mg以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 検液1Lにつき0.04mg以下であること。 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液1Lにつき1mg以下であること。 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液1Lにつき0.002mg以下であること。 |
| チウラム | 検液1Lにつき0.006mg以下であること。 |
| シマジン | 検液1Lにつき0.003mg以下であること。 |
| チオベンカルブ | 検液1Lにつき0.02mg以下であること。 |
| ベンゼン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| セレン | 検液1Lにつき0.01mg以下であること。 |
| ふっ素 | 検液1Lにつき0.8mg以下であること。 |
| ほう素 | 検液1Lにつき1mg以下であること。 |
| 1,4-ジオキサン | 検液1Lにつき0.05mg以下であること。 |
| ダイオキシン類 | 1,000pg-TEQ/g以下であること。 |

備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては、平成3年環境庁告示第46号付表に定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと。」とは、測定結果が平成3年環境庁告示第46号別表に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 6 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「土壌汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」

（平成11年環境庁告示第68号）

② 土壌汚染対策法及び農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

「土壌汚染対策法」においては、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地、一定規模（3,000m²（有害物質使用特定施設を有する事業所等の敷地においては900m²））以上の形質の変更が行われる土地、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地について、以下に示す特定有害物質による汚染の可能性のある場合に、土壌汚染状況調査、区域の指定及び健康被害防止のための措置を行うことが定められている。

「土壌汚染対策法」で定める特定有害物質

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、シマジン、シアン化合物、チオベンカルブ、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、チウラム、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン、ほう素及びその化合物、PCB、有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN）

また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年法律第139号）においては、以下に示す特定有害物質による農用地の汚染がある場合、農用地土壌汚染対策地域として指定し、農用地土壌汚染対策計画を策定することが定められている。

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」で定める特定有害物質

カドミウム及びその化合物、銅及びその化合物、砒素及びその化合物

対象事業実施区域は、「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域及び要措置区域、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壌汚染対策地域のいずれにも指定されていない。

③ 土壌汚染等対策基準

「県条例」において、特定有害物質による土壌汚染等の有無を判断する基準である土壌汚染等対策基準は、表 3.2.39に示すとおり定められている。

表 3.2.39 土壌汚染等対策基準

| 特定有害物質の種類 | 土壌溶出量基準 | 土壌含有量基準 | 地下水基準 |
|----------------|---|-------------------------|---|
| カドミウム及びその化合物 | 0.003mg/L以下 | 45mg/kg以下 | 0.003mg/L以下 |
| 六価クロム化合物 | 0.05mg/L以下 | 250mg/kg以下 | 0.05mg/L以下 |
| クロロエチレン | 0.002mg/L以下 | — | 0.002mg/L以下 |
| シマジン | 0.003mg/L以下 | — | 0.003mg/L以下 |
| シアン化合物 | 検出されないこと | 50mg/kg以下 (遊離シアンとして) | 検出されないこと |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L以下 | — | 0.02mg/L以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | — | 0.002mg/L以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L以下 | — | 0.004mg/L以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L以下 | — | 0.1mg/L以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | — | 0.04mg/L以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L以下 | — | 0.002mg/L以下 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | — | 0.02mg/L以下 |
| 水銀及びその化合物 | 水銀が0.0005mg/L以下、 かつアルキル水銀が検出 されないこと | 15mg/kg以下 | 水銀が0.0005mg/L以下、か つアルキル水銀が検出され ないこと |
| セレン及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | 150mg/kg以下 | 0.01mg/L以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | — | 0.01mg/L以下 |
| チウラム | 0.006mg/L以下 | — | 0.006mg/L以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L以下 | — | 1mg/L以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L以下 | — | 0.006mg/L以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | — | 0.01mg/L以下 |
| 鉛及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | 150mg/kg以下 | 0.01mg/L以下 |
| 砒素及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | 150mg/kg以下 | 0.01mg/L以下 |
| ふっ素及びその化合物 | 0.8mg/L以下 | 4,000mg/kg以下 | 0.8mg/L以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/L以下 | — | 0.01mg/L以下 |
| ほう素及びその化合物 | 1mg/L以下 | 4,000mg/kg以下 | 1mg/L以下 |
| P C B | 検出されないこと | — | 検出されないこと |
| 有機りん化合物 | 検出されないこと | — | 検出されないこと |

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年愛知県条例第7号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

3.2.8.7 日照阻害

「建築基準法」（昭和25年法律第201号）及び「愛知県建築基準条例」（昭和39年愛知県条例第49号）では、表 3.2.40に示すとおり、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）の用途地域に応じた日影規制が設定されている。

対象事業実施区域は、都市計画区域で用途地域の定められていない地域の日影規制が適用される。

表 3.2.40 建築基準法に基づく日影規制

| 地域又は区域 | 制限を受ける建築物 | 測定面高さ ^{注1)} | 容積率(%) | 日影時間 | |
|------------------------------|---------------------------------|----------------------|------------|--------------------------------------|------------------------|
| | | | | 敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲 ^{注2)} | 敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲 |
| 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 | 軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物 | 1.5m | 50の場合 | 3時間 | 2時間 |
| | | | 100・150の場合 | 4時間 | 2.5時間 |
| 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 | 高さが10mを超える建築物 | 4m | 150の場合 | 3時間 | 2時間 |
| | | | 200の場合 | 4時間 | 2.5時間 |
| 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 | 高さが10mを超える建築物 | 4m | 200の場合 | 4時間 | 2.5時間 |
| 近隣商業地域 準工業地域 | 高さが10mを超える建築物 | 4m | 200の場合 | 5時間 | 3時間 |
| 都市計画区域で用途地域の指定のない区域 | 高さが10mを超える建築物 | 4m | 200の場合 | 4時間 | 2.5時間 |

注1) 当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいうものとする。

注2) 敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲に対する規制である。

出典：「建築基準法」（昭和25年法律第201号）

「愛知県建築基準条例」（昭和39年愛知県条例第49号）

3.2.8.8 その他の関係法令に基づく指定状況

対象事業実施区域及びその周囲におけるその他の関係法令に基づく指定状況は、表 3.2.41に示すとおりである。

表 3.2.41 その他の関係法令に基づく指定状況

| 区分 | 関係法令等 | 地域地区等の名称 | 指定等の有無 | |
|-------------------|---|--------------------------|----------|------------|
| | | | 対象事業実施区域 | 対象事業実施区域周辺 |
| 土地利用関連 | 都市計画法 | 風致地区 | 該当なし | 該当なし |
| | 土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) | 土地区画整理事業の 施行地区 | 該当なし | 該当あり |
| | 都市再開発法 (昭和44年法律第38号) | 市街地再開発事業の 施行地区 | 該当なし | 該当なし |
| | 都市緑地法(昭和48年法律第72号) | 特別緑地保全地区 | 該当なし | 該当なし |
| | 生産緑地法(昭和49年法律第68号) | 生産緑地地区 | 該当なし | 該当あり |
| | 農地法(昭和27年法律第229号) | 農地 | 該当なし | 該当あり |
| | 農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44年法律第58号) | 農業振興地域 | 該当なし | 該当あり |
| | 河川法(昭和39年法律第167号) | 河川区域 | 該当なし | 該当あり |
| | | 河川保全区域 | 該当なし | 該当なし |
| | 道路法(昭和27年法律第180号) | 認定道路 | 該当なし | 該当あり |
| 航空法(昭和27年法律第231号) | 制限表面 | 該当なし | 該当なし | |
| 自然環境保全関連 | 自然公園法 (昭和32年法律第161号) | 国立公園 | 該当なし | 該当なし |
| | | 国定公園 | 該当なし | 該当なし |
| | 都市公園法(昭和31年法律第79号) | 都市計画公園 | 該当なし | 該当あり |
| | 自然環境保全法 (昭和47年法律第85号) | 原生自然環境保全地域 及び自然環境保全地域 | 該当なし | 該当なし |
| | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化 に関する法律 (平成14年法律第88号) | 鳥獣保護区 | 該当なし | 該当あり |
| | | 鳥獣保護区特別保護地区 | 該当なし | 該当なし |
| | | 特定猟具使用禁止区域 | 該当あり | 該当あり |
| | 都市の美観風致を維持するための樹木の 保存に関する法律 (昭和37年法律第142号) | 保存樹及び保存樹林 | 該当なし | 該当なし |
| 景観法(平成16年法律第110号) | 景観計画区域、景観重点地 区、都市景観形成地区等 | 該当なし | 該当あり | |
| 森林法(昭和26年法律第249号) | 保安林 | 該当なし | 該当あり | |
| 防災関連 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防 止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) | 土砂災害警戒区域 | 該当あり | 該当あり |
| | | 土砂災害特別警戒区域 | 該当あり | 該当あり |
| | 地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号) | 地すべり防止区域 | 該当なし | 該当なし |
| | 砂防法(明治30年法律第29号) | 砂防指定地 | 該当あり | 該当あり |
| | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関す る法律(昭和44年法律第57号) | 急傾斜地崩壊危険区域 | 該当なし | 該当あり |
| | 宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第191号) | 宅地造成等規制区域 | 該当あり | 該当あり |
| 特定盛土等規制区域 | | 該当なし | 該当なし | |

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜地の崩壊）及び土砂災害特別警戒区域（土石流、急傾斜地の崩壊）の指定状況は、図 3.2.7に示すとおりである。

対象事業実施区域には、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）が存在している。

(2) 砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における、「砂防法」に基づく砂防指定地の指定状況は、図 3.2.8に示すとおりである。

対象事業実施区域の全体が、砂防指定地に該当する。

(3) 急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は、図 3.2.8に示すとおりである。

対象事業実施区域には、急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

(4) 洪水浸水想定区域

対象事業実施区域周辺の洪水浸水想定区域は図 3.2.9に示すとおりである。対象事業実施区域の位置する東郷町には、洪水浸水想定区域はない。

なお、「東郷町防災マップ」（令和2年 東郷町ホームページ）に示される「東郷町ハザードマップ」は図 3.2.10に示すとおりであり、過去の被害で浸水した区域や冠水した箇所、1時間あたり52mmの降雨があった場合に想定される浸水箇所、ため池が満水時に決壊した場合の浸水想定区域が示されており、対象事業実施区域はこれらに該当しないとされている。なお、対象事業実施区域南西側の道路には、過去に冠水した箇所がある。

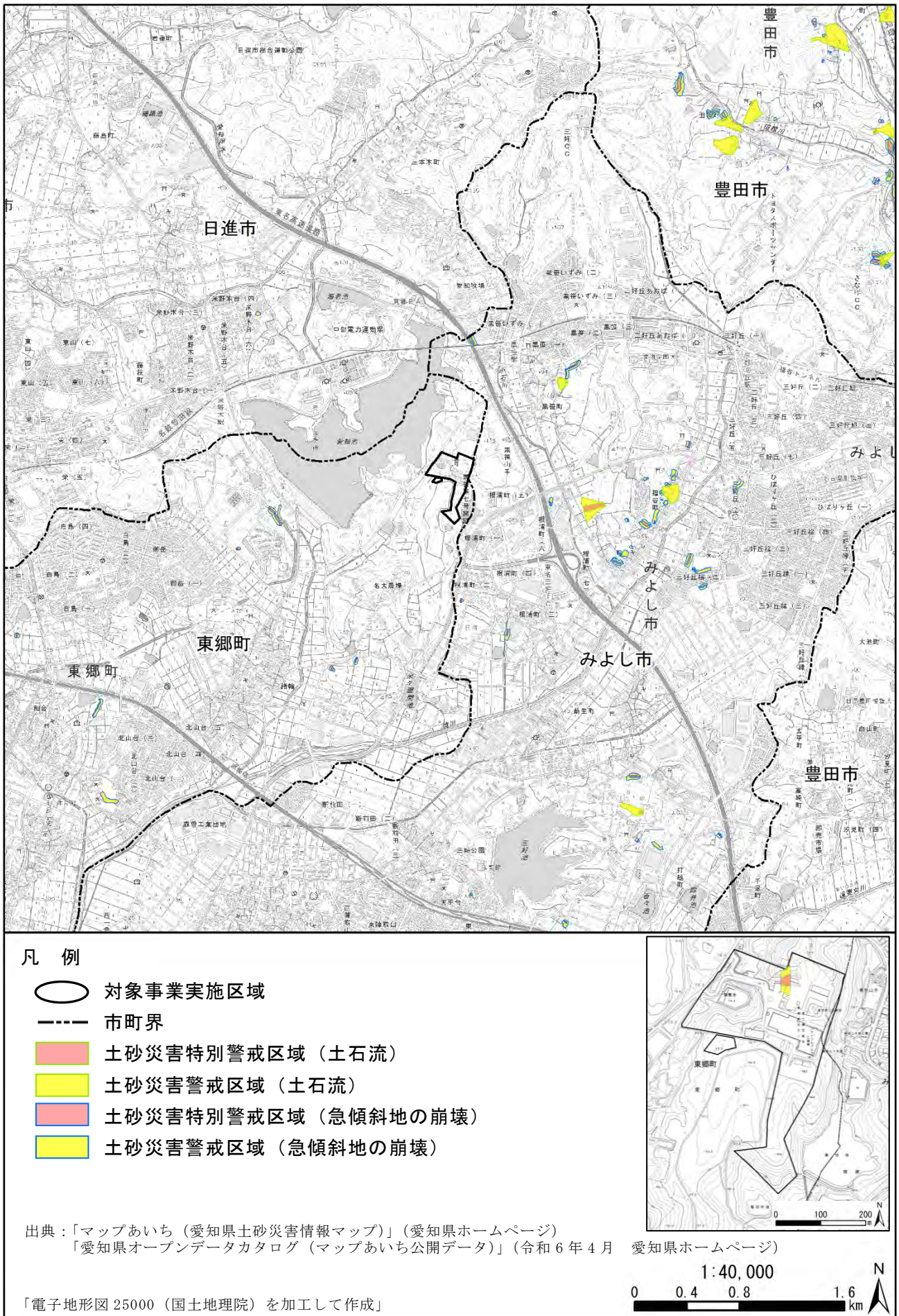


図 3.2.7 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の状況

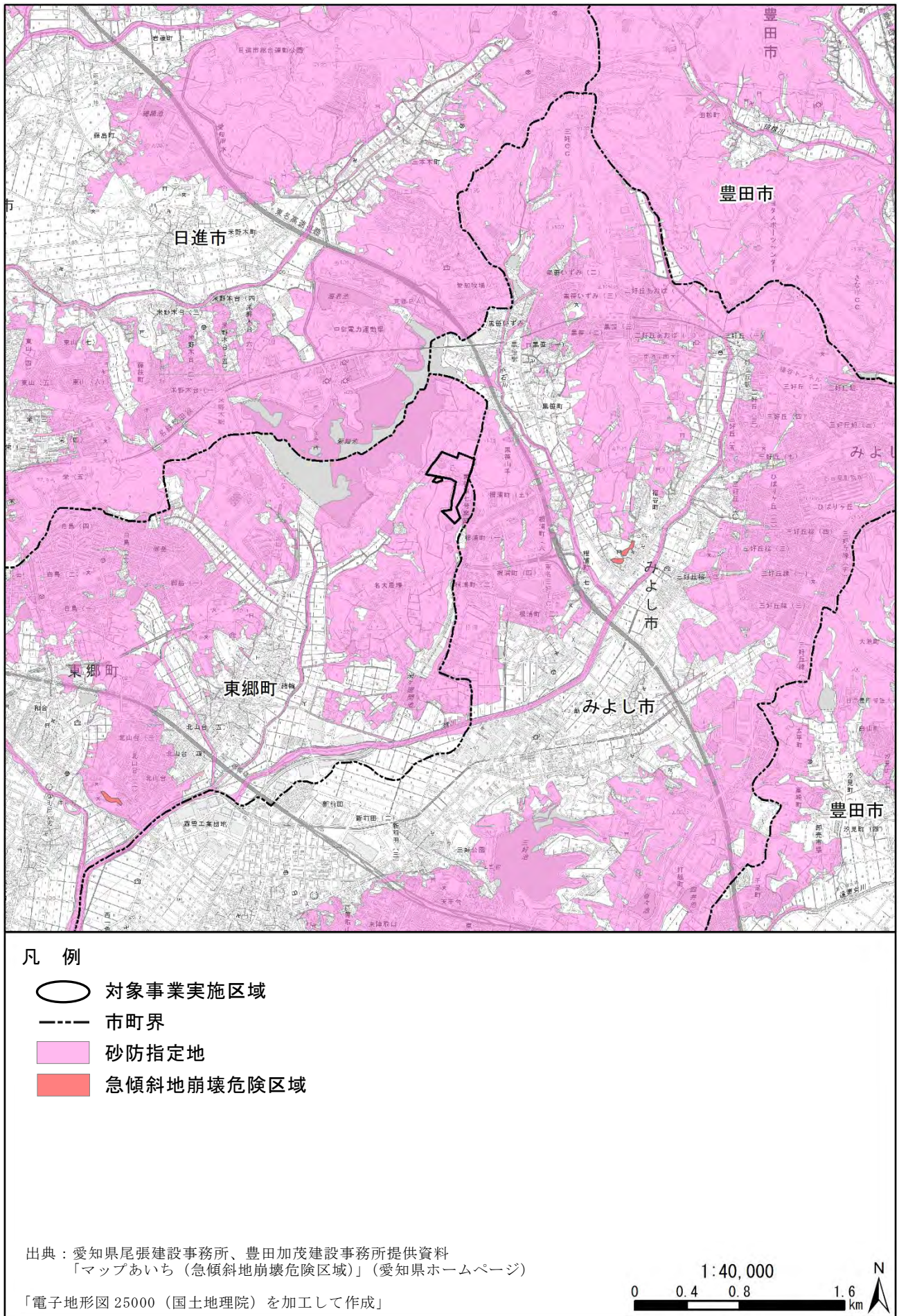


図 3.2.8 砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域の状況

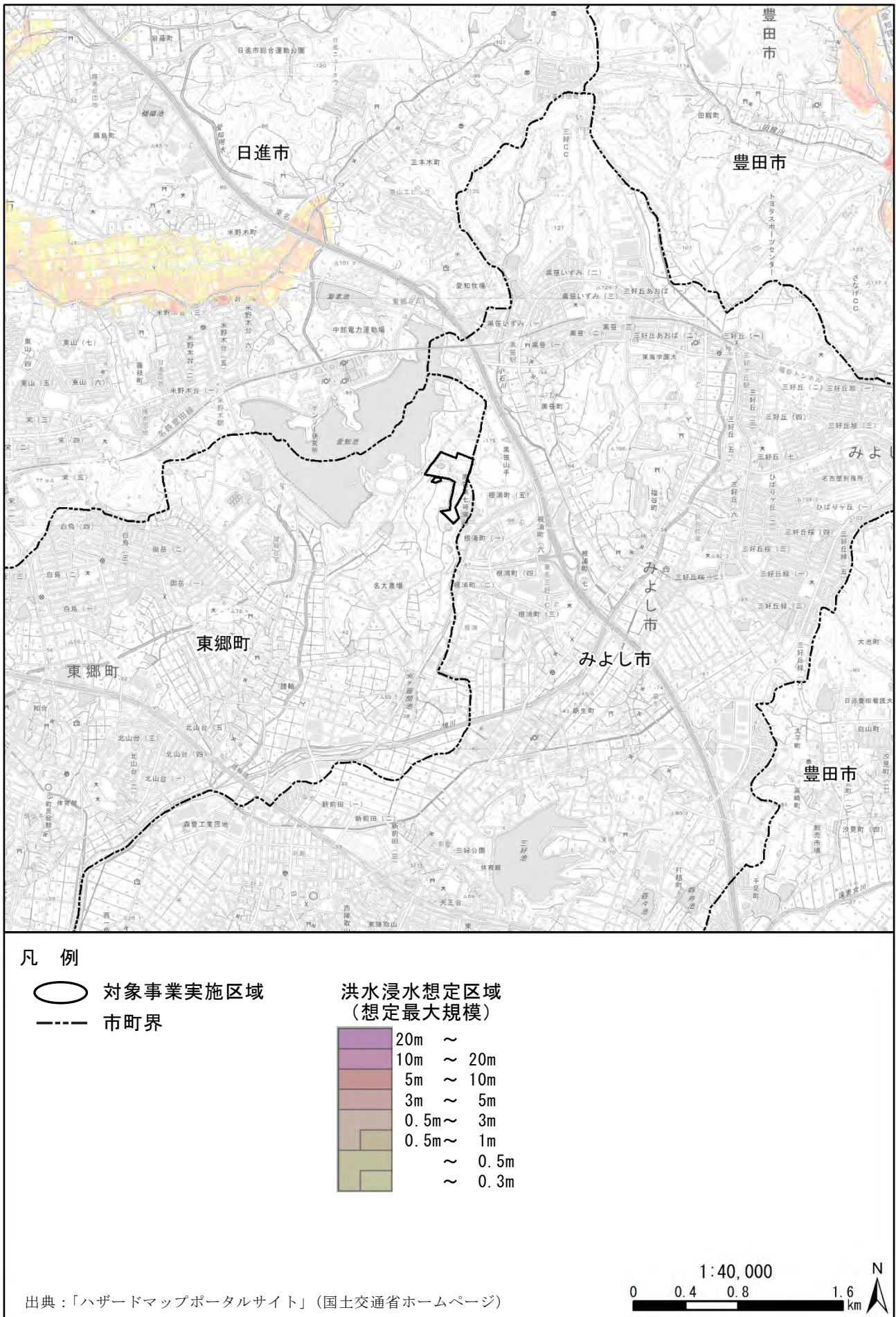
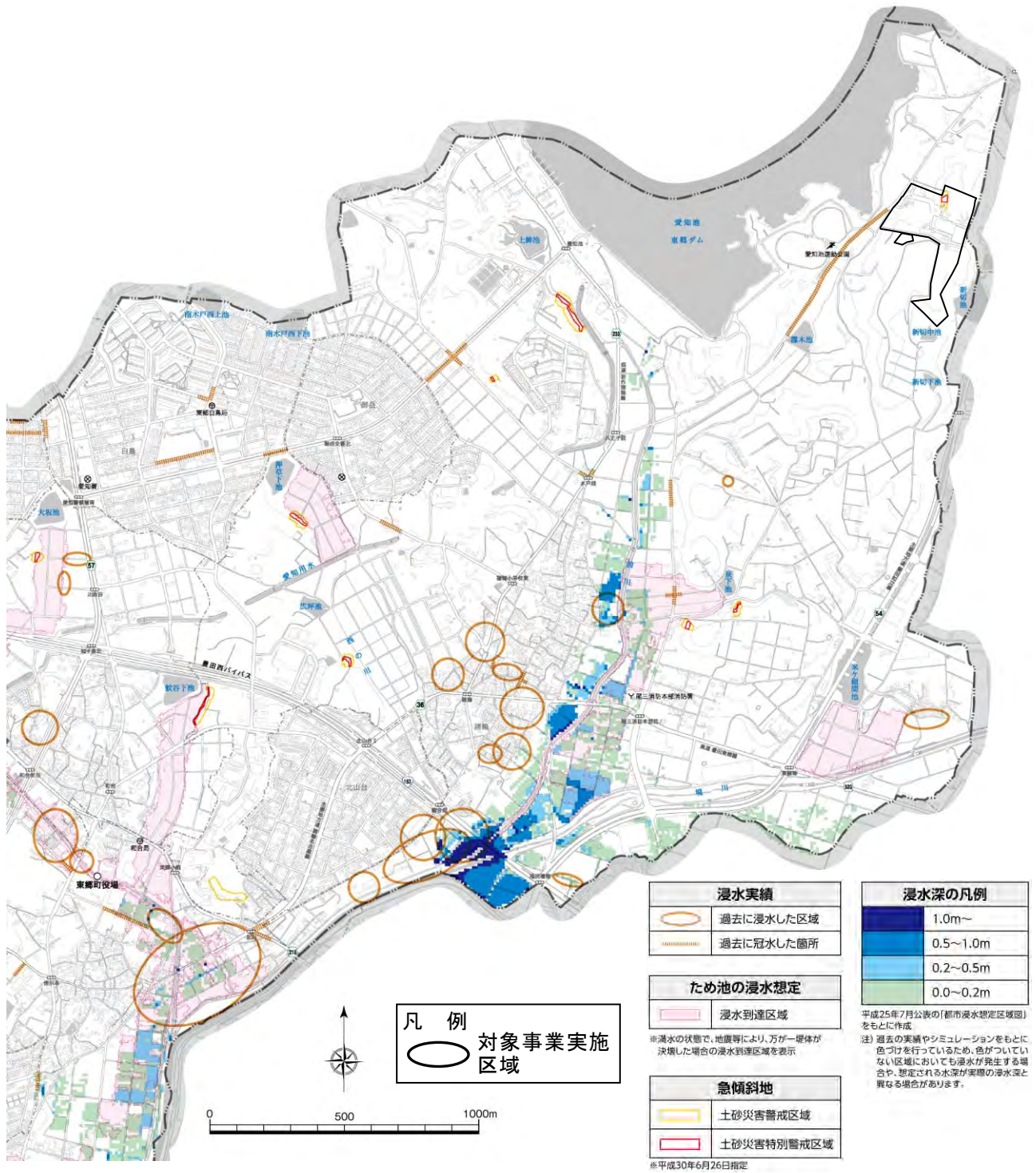


図 3.2.9 洪水浸水想定区域の状況



出典：「東郷町防災マップ」（令和2年 東郷町ホームページ）

図 3.2.10 東郷町ハザードマップ

3.2.8.9 環境基本計画等

(1) 第5次愛知県環境基本計画

愛知県では、「愛知県環境基本条例」（平成7年愛知県条例第1号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成9年8月に第1次の「愛知県環境基本計画」が策定された。その後、環境政策の更なる展開を図るため、5年を目安に見直しが行われ、令和3年2月に2040年頃までの長期を展望した上で、2030年度までの間に取り組むべき施策の方向を示す「第5次愛知県環境基本計画」が策定された。

概要については、表 3.2.42に示すとおりである。

表 3.2.42 「第5次愛知県環境基本計画」の概要

| | |
|----------|---|
| 策定の趣旨 | 愛知県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を示すもので、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものである。 |
| 期間 | 2021年度から2030年度まで（10年間） |
| 目標 | SDGs達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する 「環境首都あいち」 |
| 環境施策の方向性 | SDGsの達成を加速するため、「地球温暖化対策」、「自然との共生」、「資源循環」、「安全・安心の確保」の各分野について、新たな課題への対応も含め取り組むとともに、SDGsを理解・認識した「行動する人づくり」やパートナーシップによる連携・協働を推進する。 |
| 特徴 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 目指すべき3つのあいちの姿の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・日本一環境にやさしいあいち ・環境と経済成長が好循環しているあいち ・地域が活性化している魅力あるあいち (2) 環境の各分野の関連性及び経済・社会との関わりの明示 <ul style="list-style-type: none"> ・環境の各分野間の関連を示すとともに、経済や社会との関わりも記載 (3) SDGsとの主な関連性の明示 <ul style="list-style-type: none"> ・施策の方向とSDGsの17のゴールとの関連について、アイコンを利用して分かりやすく記載 (4) 重点施策の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・複数の課題（経済・社会分野含む）を総合的に解決する施策のうち、特にSDGsの多くのゴールに貢献する9つの施策を重点施策として位置づけを推進 (5) 数値目標の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・環境の各分野に数値目標（合計21項目）を設定 |

出典：「第5次愛知県環境基本計画」（令和3年2月 愛知県）

(2) 第3次東郷町環境基本計画（2023-2032）

東郷町では、東郷町環境基本条例第8条の規定に基づき、平成15年に「東郷町環境基本計画」を策定し、平成25年の見直しを経て、令和5年3月に現在運用されている「第3次東郷町環境基本計画」を策定した。

本計画は、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とし、町民・事業者・行政それぞれが主体的に環境活動に取り組むための計画である。

本計画の計画期間は、令和5年度からの10年間であり、目標年度は令和14年度である。

概要については表 3.2.43に示すとおりである。

表 3.2.43 「第3次東郷町環境基本計画（2023-2032）」の概要

| 将来の望ましい環境像 | 基本目標 | 施策方針 |
|--------------------------------|--|---------------|
| 持続可能な“まち・暮らし” ずっと暮らしたい とうごう | 基本目標①：脱炭素を目指したまちづくり 地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を抑制し、脱炭素社会を目指します。 | 地球温暖化防止対策の推進 |
| | | 環境負荷の少ない交通の推進 |
| | 基本目標②：循環型社会を目指したまちづくり 資源の有効利用、廃棄物の適正処理を推進し、循環型社会を目指します。 | 6Rの推進 |
| | | 廃棄物の適正処理の徹底 |
| | | 生活雑排水対策の推進 |
| | 基本目標③：自然との共生を目指したまちづくり 豊かな水資源とそれらを中心とした農地・樹林地等の緑で構成される自然環境との共生を目指します。 | 生物多様性の保全 |
| | | 身近な緑の保全と創出 |
| | | 環境に配慮した農業の推進 |
| | 基本目標④：安全・安心を目指したまちづくり 公害対策や良好な景観の保全等により、快適な暮らしを営むための安全・安心なまちの維持に努めます。 | 良好な生活環境の保全 |
| | 基本目標⑤：あらゆる主体の参画・協働を目指したまちづくり 基本目標①～④の達成に向けて、あらゆる主体の参画・協働を推進します。 | 環境配慮行動の推進 |
| 環境教育・環境学習の推進 | | |
| あらゆる主体の連携 | | |

出典：「第3次東郷町環境基本計画」（令和5年3月 東郷町）

(3) 第2次日進市環境基本計画

日進市では、日進市環境まちづくり基本条例第14条に基づき、平成16（2004）年度に「第1次日進市環境基本計画」を策定し、平成20（2008）年度と平成25（2013）年度の見直しを経て、第1次計画の課題を踏まえ令和6（2024）年3月に、「第2次日進市環境基本計画」を策定している。

たゆまぬ“日進月歩”の取組によって、わがまち日進を将来世代にわたって「住環境と自然が調和するまち」にし、だれもが豊かな生活環境を享受し、健やかで心豊かに暮らしていけるまちを目指すとしている。

計画期間は令和6（2024）年度から令和12（2030）年度の7年間とし、目標年次を令和12（2030）年度としている。

概要については、表 3.2.44に示すとおりである。

表 3.2.44 「第2次日進市環境基本計画」の概要

| 都市の将来像 | 目指す環境都市像 | 環境目標 | 施策の展開 | 協働の取組 | |
|--|-------------------------|---|---|-------------------------------------|--|
| ともに暮らす 私たちがつないで創る 人とみどりを大切にするまち 日進 (第6次日進市総合計画) | 日進月歩 住環境と自然が調和するまち につしん | 環境目標1：脱炭素社会づくり 温室効果ガス排出量の削減を推進します。 | 1-1 さらなる省エネルギーを進めます。 ①省エネ性能の高い設備・機器の導入／②建物の省エネ化の促進／③自動車の省エネ化の促進／④暮らしの省エネ化の促進／⑤市役所における率先した取組 | 行動する人づくり・地域づくり 行動する人を増やし、ともに活動する | |
| | | | 1-2 再生可能エネルギーの利用を進めます。 ①太陽光発電設備の導入／②再生可能エネルギーの利用促進 | | |
| | | | 1-3 脱炭素型のまちへの転換を進めます。 ①公共交通等の利用促進／②ごみの減量／③地産地消の推進／④緑の保全・創出 | | |
| | | 環境目標2：循環型社会づくり ごみの発生を抑え、資源の循環利用を高めます。 | 2-1 ごみの発生を抑えます。 ①生ごみの減量化の促進／②食品ロス削減の促進／③事業所等におけるごみ減量化の促進 | | |
| | | | 2-2 さらなる再利用・資源化を進めます。 ①紙・プラスチックリサイクルの促進／②資源回収機会の充実／③民間サービス等を活用した資源化の促進 | | |
| | | | 2-3 ごみを適正に処理します。 ①DXを利用したごみの適時・適正な排出・分別・収集の促進／②事業所等における適正な処理の徹底 | | |
| | | 環境目標3：自然共生社会づくり 身近な自然を大切に、自然の恵みを将来に継承します。 | 3-1 生態系・生物多様性への関心を高めます。 ①生態系・生物多様性の重要性についての理解促進（啓発活動、ESD 講座等）／②希少野生動物種の保全と外来種の対策 | | (1) につしん ESD 事業の推進 (2) 学校における環境教育の推進 (3) 一人ひとりの環境行動の推進 (4) マルチパートナーシップの推進 |
| | | | 3-2 水・緑・自然を保全します。 ①自然環境調査（水生生物調査）／②生態系の保全／③農地・ため池の保全／④東部丘陵地等の保全 | | |
| | | 環境目標4：安全が確保される社会づくり 安全・安心で、良好な生活環境を守り育てます。 | 4-1 良好な生活環境を保全します。 ①環境調査・監視等の実施／②地域の環境衛生の向上／③産業型公害と生活型公害の防止（指導・助言・啓発等）／④不法投棄の防止（指導・啓発等）／⑤生活排水対策の推進 | | |
| | | | 4-2 まちの環境美化を進めます。 ①市民参加による環境美化活動の促進／②ポイ捨て等の防止のための暮らしのマナー向上 | | |

出典：「第2次日進市環境基本計画」（令和6年3月 日進市）

(4) 第2次みよし市環境基本計画

みよし市では、みよし市環境基本条例第12条に基づき、平成23（2011）年3月に「みよし市環境基本計画」を策定し、令和3（2021）年3月には複雑・多様化する環境問題や環境を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、「第2次みよし市環境基本計画」を策定している。

本計画の将来像に「循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち」を掲げている。

計画期間は令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間としている。

概要については、表 3.2.45に示すとおりである。

表 3.2.45 「第2次みよし市環境基本計画」の概要

| 環境像 | 施策分野 | 目指すまちの姿 | 施策 |
|-----------------------|-------------------|---|--|
| 循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち | 1 脱炭素のまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> 創・省エネルギーなどの技術革新やビジネス創出により経済が活性化している。 太陽光発電などの導入により、無理のない低炭素型の暮らしが定着している。 | <ul style="list-style-type: none"> ①地球温暖化対策への対応 ②環境負荷の少ない交通の推進 |
| | 2 自然共生のまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> 多様な自然と風土を適切に保全するとともに、豊かな生態系ネットワークがまちの中に息づいている。 | <ul style="list-style-type: none"> ①豊かな自然の保全・再生 ②身近な緑の保全・創出 ③公害対策の推進 ④快適で人にやさしい都市空間の形成 |
| | 3 循環型のまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物減量化がさらに進み、小型家電など資源の有効利用が実現している。 ごみ出し・収集での高齢者対策、有害物質対策や、災害廃棄物対策などの仕組みが構築されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ①資源の循環利用の推進 ②資源の地域循環 |
| | 4 安全・安心のまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> 生活環境が汚染されることなく健全に維持され、起こりうる気候変動や災害に備えたまちづくりによって、市民の健康と安全が守られている。 | <ul style="list-style-type: none"> ①環境汚染の防止とリスク管理 ②良好な生活環境 ③災害に強いまちづくり |
| | 5 協働による環境行動のまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> 市民一人一人が環境に対する関心や自覚を高め、環境に配慮した選択ができている。 | <ul style="list-style-type: none"> ①環境学習の推進 ②環境保全行動の推進 |

出典：「第2次みよし市環境基本計画」（令和3年3月 みよし市）

(5) 豊田市環境基本計画（2026-2035）

豊田市では、「豊田市環境基本条例」に基づき「豊田市環境基本計画」を策定している。平成7（1995）年3月に初めて策定されて以降、平成14（2002）年3月、平成20（2008）年12月、平成30（2018）年3月に改定しており、令和8（2026）年3月に新たな環境基本計画を策定した。

「WE LOVE とよた」を合言葉に、一人ひとりの環境行動の促進、共働による相乗効果の創出、環境行動を下支えする仕組みづくりを進めることで、持続可能な社会を目指すこととしている。

計画期間は令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までとしている。

概要については、表 3.2.46に示すとおりである。

表 3.2.46 「豊田市環境基本計画（2026-2035）」の概要

| 将来都市像 | 基本理念 | めざす環境像 | 基本方針 | | 施策の柱 |
|-----------------------|--|-------------------------|---------|----------------------------------|--|
| つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた | 豊田市の未来をつくりたい。私たちが「WE LOVE とよた」を合言葉に、豊かな自然の恵みと「先進的な技術」を活かす。環境にやさしく、多様で豊かな | 豊かな心を育む、人と自然にやさしいまち・とよた | 気候変動対策 | 基本方針1 気候変動に適応しながら脱炭素社会を実現するまち | ①再生可能エネルギーの利用促進 ②省エネ化と電化の促進 ③新たなエネルギーや技術の普及促進 ④多分野連携によるまちの脱炭素化 ⑤気候変動への適応 |
| | | | 自然共生 | 基本方針2 豊かな自然と人がつながり、ミライへつなぐまち | ①豊かな自然環境の保全と再生 ②生物多様性保全への理解・行動の促進 ③多様な主体の参画の促進 |
| | | | 循環型社会形成 | 基本方針3 ミライにつながる循環型のまち | ①廃棄物の発生抑制の促進 ②資源の循環利用の促進 ③廃棄物処理の脱炭素化 ④廃棄物の適正処理の推進 ⑤持続可能な廃棄物処理体制の構築 |
| | | | 生活環境保全 | 基本方針4 良好な生活環境をミライにつなぐまち | ①環境汚染の防止とリスク低減 ②事業者の自主的取組の促進 |

出典：「豊田市環境基本計画（2026-2035）」（令和8年3月 豊田市）

3.2.8.10 地球温暖化防止に関する取組状況

(1) あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）

愛知県では、令和4（2022）年12月に「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」を策定した。本戦略では、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指し、令和12（2030）年度までに愛知県の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標を掲げ、取り組むべき施策の方向を示している。なお、新たに特に注力する6つの重点施策を柱として、これまで進めてきた「徹底した省エネルギー」と「創エネルギーの導入拡大」を加速するとともに、「愛知発の脱炭素イノベーションの推進」や「水素利用のさらなる拡大」等により、目標の実現を目指すこととしている。

重点施策は、表 3.2.47に示すとおりである。

表 3.2.47 「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」における重点施策

| 重点施策 | 取組指標と主な施策 |
|-------------------------------------|--|
| 1. 脱炭素プロジェクトの創出・支援～愛知からのイノベーションを実現～ | <p>■取組指標 カーボンニュートラル戦略会議の選定事業者数 2030年度までに10件</p> <p>■主な施策 ・プロジェクトの選定・事業化の支援 ・既選定プロジェクトの推進 ・革新事業創造提案プラットフォームの運用</p> |
| 2. 意識改革・行動変容 | <p>■取組指標 脱炭素社会の実現に向け日常的に取り組んでいることの数 一人当たり平均4.0項目</p> <p>■主な施策 ・「あいち COOL CHOICE」県民運動の強化 ・全世代に向けた情報発信・行動促進 ・行動変容につながる各種施策の実施 ・あいちエコアクション・ポイント</p> |
| 3. 建築物の脱炭素化の推進 | <p>■取組指標 住宅用太陽光発電設備・太陽熱利用システムの設置基数 40万基</p> <p>■主な施策 ・住宅用地球温暖化対策設備導入促進のための支援 ・あいちエコ住宅ガイドラインによる周知 ・建築物のZEB化の促進 ・県有施設の率直的ZEB化</p> |
| 4. 脱炭素型事業活動の促進 | <p>■取組指標 計画書制度に基づく事業者の総排出量 35%削減（2019年度比）</p> <p>■主な施策 ・地球温暖化対策計画書制度の強化 ・事業者の再生可能エネルギーの導入、設備の省エネ化の促進 ・中小事業者等による脱炭素経営の支援</p> |
| 5. ゼロエミッション自動車の普及加速 | <p>■取組指標 EV・PHV・FCVの保有割合 20%</p> <p>■主な施策 ・ゼロエミッション自動車導入促進のための支援 ・公用車へのゼロエミッション自動車（EV・PHV・FCV）の率先導入 ・充電インフラ、水素ステーション設置の促進</p> |
| 6. 水素社会の構築 | <p>■取組指標 低炭素水素認証制度による認定事業数 2030年度までに20件</p> <p>■主な施策 ・大規模水素サプライチェーンの構築及び利活用 ・低炭素水素サプライチェーンの構築 ・水素利用の更なる拡大（水素ステーションの設置等）</p> |

出典：「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」（令和4年12月 愛知県）

(2) 第4次東郷町エコプラン 東郷町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）により、地方公共団体は自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画の策定が義務付けられている。

東郷町では、平成19年10月から「東郷町エコプラン（東郷町地球温暖化対策実行計画・職員環境保全率先計画）」を策定し取組を行っており、令和6年3月には「第4次東郷町エコプラン 東郷町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）令和6年度～令和12年度」を策定している。

計画期間は令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までの7年間としている。削減目標は政府実行計画「業務その他の部門」における削減目標に準じ、平成25（2013）年度を基準年度とし、令和12（2030）年度までに温室効果ガス排出量を51%削減することを目指すとしている。

概要については、表 3.2.48に示すとおりである。

表 3.2.48 「第4次東郷町エコプラン」の概要

| | |
|------|---|
| 目的 | 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、町が事務事業に係る環境に配慮した取組を率先して実行し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に策定。 |
| 期間 | 令和6年度から令和12年度までの7年間 |
| 適用範囲 | 役場庁舎、保育園及び児童館の事務及び事業、町民会館、総合体育館、いこまい館、愛知池運動公園、町民運動広場、ゲートボール場、資源回収ステーション、中部老人憩いの家 |
| 削減目標 | 平成25年度の削減目標施設のCO ₂ 総排出量（537,513kg）から51%削減 |
| 主な取組 | <p>空調：室温は夏は高め（28℃）、冬は低め（19℃）にする。空調の運転時間を適正化する。</p> <p>給湯等：給湯温度をこまめに調整する。</p> <p>照明：外光等を利用し、必要な場所・時間帯のみ点灯し、無駄をなくす。</p> <p>エレベーター：出来るだけ使用しないように努め、階段を積極的に利用する。</p> <p>OA機器：可能な範囲で省電力モードを採用する。退庁時は電源を切る。</p> <p>公用車：アクセル調整等のエコドライブに努める。出張等は公共交通機関を積極的に利用する。</p> <p>用紙類：両面コピー、裏面活用を徹底する。ミスコピーをしないよう努める。庁内情報システムを有効利用し、紙の使用を減らす</p> <p>廃棄物、リサイクル：ごみの分別を徹底し、資源化を促進する。割り箸・紙コップ等の使用を自粛する。封筒、ファイルなどの再利用を促進する。プリンタのトナーカートリッジの回収、リサイクルを推進する。昼食等の食べきりを推進する。個人のごみは持ち帰る。</p> <p>物品購入：グリーン購入を推進する。</p> |

出典：「第4次東郷町エコプラン 東郷町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）令和6年～令和12年度」（令和6年3月 東郷町）

(3) 第2次日進市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

日進市では、令和6（2024）年3月に「第2次日進市環境基本計画」を策定しており、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包括し一体的に作成している。

計画期間は、令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までとしている。

削減目標は、二酸化炭素排出量について令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比46%削減とする。

また、日進市では、令和4（2022）年2月には温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言している。

概要については、表 3.2.49に示すとおりである。

表 3.2.49 「第2次日進市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の概要

| | | |
|-------------|---|--|
| 対象とする温室効果ガス | 愛知県内の温室効果ガスの94.1%（2019年度）が二酸化炭素であることや発生要因等を勘案して、本計画が対象とする温室効果ガスは二酸化炭素のみとする。 | |
| 対象とする主体の範囲 | 市域の二酸化炭素の排出の削減を図るためには、すべての主体の積極的な関与が必要である。したがって、市民、事業者、市（行政）の三者を対象とする。 | |
| 計画期間 | 令和6（2024）年度から令和12（2030）年度まで | |
| 削減目標 | 2030年度に2013年度比46%削減を目標とする。 | |
| 主な取組 | (1) 緩和策の推進 | 1-1 さらなる省エネルギー化を進める。 ① 省エネ性能の高い設備・機器の導入 ② 建物の省エネ化の促進 ③ 自動車の省エネ化の促進 ④ 暮らしの省エネ化の促進 ⑤ 市役所における率先した取組 1-2 再生可能エネルギーの利用を進めます。 ① 太陽光発電設備の導入 ② 再生可能エネルギーの利用促進 1-3 脱炭素型のまちへの転換を進めます。 ① 公共交通等の利用促進 ② ごみの減量 ③ 地産地消の推進 ④ 緑の保全・創出 |
| | (2) 適応策の推進 | ①農業 ・気候変動による農作物への影響に関する情報収集 ・農業関連団体と協力・連携し、日照不足、高温といった気象条件や自然災害に対する管理・技術対策（適応技術導入や品種転換など）、病虫害発生予報などの農業者への周知 ②水環境・水資源 ・河川などの水質調査の継続的な実施 ③自然生態系 ・気候変動に伴う外来種の定着による在来種への影響などの分布の変化を把握するため、市民・市民団体とともに情報収集やモニタリング、外来種の駆除活動を実施 ④自然災害 ・ハザードマップの周知や防災情報の提供、避難所や災害時の備蓄品の整備など、災害に強いまちづくり、地域防災力の強化 ・老朽化した側溝や雨水排水施設の計画的改修 ・雨水を貯留し洪水被害を軽減するグリーンインフラとしての機能を発揮できるようにするための農地の保全 ⑤健康 ・イベント・市広報・市ホームページなどで熱中症の注意喚起や熱中症の予防・対処法に関する情報提供 ・暑熱を回避する休憩所などの確保 ・都市公園をはじめとするまちなかの緑の適正な維持・管理による緑陰の確保 |

出典：「第2次日進市環境基本計画」（令和6年3月 日進市）

(4) 日進市環境保全・創出のための行動計画（地球温暖化対策実行計画 事務事業編）

日進市では、令和6（2024）年3月に第2次日進市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定したことにあわせ、「日進市環境保全・創出のための行動計画（地球温暖化対策実行計画 事務事業編）」を策定している。

計画期間は、令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までとしている。

削減目標は、二酸化炭素排出量を平成25（2013）年度比で55%削減し、3,624t-CO₂以下に抑えることを目標として掲げている。

概要については、表 3.2.50に示すとおりである。

表 3.2.50 「日進市環境保全・創出のための行動計画
（地球温暖化対策実行計画 事務事業編）」の概要

| | |
|-------------------|--|
| 計画の目的 | <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策推進法第21条第1項で、市町村は自らの事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量を削減するための措置に関する計画を策定するものとされている。 この行動計画は、同規定に基づき、国の策定する地球温暖化対策計画に即し、第6次日進市総合計画と日進市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）との整合を図って策定する。 |
| 対象とする事務の範囲と温室効果ガス | <ul style="list-style-type: none"> この行動計画の対象は、本市の全事務及び事業とする。 対象とする温室効果ガスは、県内の温室効果ガスの94.1%（2019年度）が二酸化炭素であることや発生要因等を考慮し、二酸化炭素のみとする。 |
| 計画期間 | 2024年度から2030年度末まで。 |
| 削減目標 | <ul style="list-style-type: none"> 国、愛知県は、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%減らすことを目標とし、2050年度までに総排出量を実質ゼロとする計画を掲げている。本市の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、5つの分野ごとに削減目標を立て、全体として2030年度の二酸化炭素排出量を2013年度比で46%削減することを目標としている。 この行動計画では、本市の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の「業務その他部門」の削減目標値である2013年度比53.4%を上回る目標として、二酸化炭素排出量を2013年度比で55%削減し、3,624t-CO₂以下に抑えることを目標として掲げる。 |
| 主な取組 | <ol style="list-style-type: none"> 設備・機器の省エネ化 <ul style="list-style-type: none"> 空調機器、照明設備、電気機器について、LED照明、高効率空調機器など、省エネ効果が高い設備・機器への切り替えを進める。 次世代自動車（EV、PHV、FCV）の導入 <ul style="list-style-type: none"> 公用車について、次世代自動車への切り替えを順次進める。 次世代自動車の公用車台数に応じ、公共施設へのEV充電スタンド設置を進める。 再生可能エネルギーの導入 <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の新設・更新時は、太陽光発電設備の設置を可能な範囲で検討する。 既存施設については、大規模改修時等に劣化度、建物（屋根）形状、残存耐用年数などを勘案し、効果が高い施設への設置を検討する。 環境配慮電力の導入 <ul style="list-style-type: none"> 財政面の影響を考慮しつつ、カーボンフリー電力など、二酸化炭素排出係数が低い電力の使用に努める。 環境配慮行動の推進 <ul style="list-style-type: none"> 事務のペーパーレス化、エコ通勤、時差勤務や在宅勤務の活用、業務効率化による時間外勤務の削減に取り組み、事務処理で生じるエネルギーの節減に努める。 施設の省エネ化・緑化 <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の空調管理を徹底する他、公共施設の更新、大規模改修時におけるZEB方式建築の導入を検討し、建物内のエネルギー消費を抑制できる施設への転換を検討する。 二酸化炭素の吸収源となるよう、公共施設や敷地の緑化を推進する。 |

出典：「日進市環境保全・創出のための行動計画（地球温暖化対策実行計画 事務事業編）」（令和6年3月 日進市）

(5) みよし市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）

みよし市では、平成12（2000）年3月に「三好町地球温暖化対策実行計画、庁内環境保全率先行動計画」を策定し、平成23（2011）年3月には「地球環境にやさしい 低炭素型都市づくり」を含む基本目標を定めた「みよし市環境基本計画」を策定し、これを市の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と位置づけた。「三好町地球温暖化対策実行計画、庁内環境保全率先行動計画」は平成27（2015）年3月に、「みよし市環境基本計画」は平成29（2017）年3月にそれぞれ計画の中間見直しを実施した。その後、令和3（2021）年3月に、市の地球温暖化対策の現状を踏まえるとともに、国の「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく計画として、「みよし市地球温暖化対策実行計画」を策定している。

計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間としている。

削減目標は、平成25（2013）年度を基準年とし令和12（2030）年度までに、区域施策編においては26%削減、事務事業編においては40%削減としている。

また、みよし市では令和元（2019）年12月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明している。

概要については、表 3.2.51に示すとおりである。

表 3.2.51 「みよし市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」の概要

| | |
|------|---|
| 目的 | 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市域全体から排出される温室効果ガスの排出抑制（区域施策編）および市の事務事業に起因する温室効果ガスの排出抑制（事務事業編）の実行のために、市民・事業者・市（行政）の各主体の役割を明確にし、地球温暖化対策に関する施策や取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。 |
| 計画期間 | 令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間 |
| 削減目標 | <p>【区域施策編における削減目標】</p> <p>みよし市全体での温室効果ガス（CO₂）排出量を令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で26%削減</p> <p>【事務事業編における削減目標】</p> <p>みよし市の事務事業に起因する温室効果ガス（CO₂）排出量を令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で40%削減</p> |
| 施策展開 | <p>本計画は、第2次みよし市環境基本計画のうち、「脱炭素のまちづくり」を担う重要分野であるため、環境基本計画の「脱炭素のまちづくり」における施策展開を本計画でも実行する。</p> <p>【施策】</p> <p>①地球温暖化対策への対応</p> <p>②環境負荷の少ない交通の推進</p> <p>【主な取り組み】</p> <p>1. ①.1 省エネルギーの推進</p> <p>1. ①.2 再生可能エネルギーの推進</p> <p>1. ②.1 環境にやさしい自動車利用促進</p> <p>1. ②.2 公共交通機関の整備と利用促進</p> |

出典：「みよし市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」（令和3年3月 みよし市）

(6) 豊田市地球温暖化防止行動計画2026-2035

豊田市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）として、令和8（2026）年3月に「豊田市地球温暖化防止行動計画2026-2035」を策定しており、第4章については気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」（別冊）としている。

また、本計画は「豊田市環境基本計画」における気候変動対策分野のうち、気候変動対策に関連する施策等を定める個別計画として位置づけられている。

計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間としている。

削減目標は、平成25（2013）年度比で2030目標（令和12年度）として50%削減、2035目標（令和17年度）として63%削減としているほか、2050年度（長期目標）はカーボンニュートラルの実現を目指すとしている。

また、豊田市では令和元（2019）年11月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明している。

概要については、表 3.2.52に示すとおりである。

表 3.2.52 「豊田市地球温暖化防止行動計画2026-2035」の概要

| | |
|-----------------|---|
| 位置付け | 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画（別冊）、及び「豊田市環境基本計画」における気候変動対策に関連する施策等を定める個別計画。 |
| 計画期間 | 令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間 |
| 対象範囲 | 区域施策編：市全体 事務事業編：市の全職員が実施する事務事業及び施設 |
| 対象とする温室効果ガス | <ul style="list-style-type: none"> ・区域施策編 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類（ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）。 ・事務事業編 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素 |
| 削減目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・2030年度 温室効果ガス削減目標 2013年度比 50%減 ・2035年度 温室効果ガス削減目標 2013年度比 63%減 ・2050年度 温室効果ガス排出量実質0 |
| 再生可能エネルギー導入率目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・2030年度 30% ・2035年度 34% |
| 施策の柱（区域施策編） | <ol style="list-style-type: none"> 1 再生可能エネルギーの利用促進 2 省エネ化と電化の促進 3 新たなエネルギーや技術の普及促進 4 多分野連携によるまちの脱炭素化 |
| 削減に向けた取組（事務事業編） | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設でのハード対策 ・公用車への対策 ・職員の環境配慮行動 |

出典：「豊田市地球温暖化防止行動計画2026-2035」（令和8年3月 豊田市）

3.2.8.11 景観計画等

(1) 美しい愛知づくり基本計画

愛知県では、平成18年3月に「美しい愛知づくり基本方針」を策定し、同時に景観への取組を積極的に進めるため、「美しい愛知づくり条例」を制定した。また、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成19年3月に「美しい愛知づくり基本計画」を策定し、その計画における目標は表 3.2.53に示すとおりである。

平成21年3月には、愛知県職員を始め公共事業に携わる者が、公共事業の景観に対する影響や効果、責務を十分認識し、県民が望む良好な景観を形成するための基礎知識や指針、配慮事項等を示した「愛知県公共事業景観整備指針」を策定し、令和5年8月には、公共事業の種類別に景観設計の進め方の例示を加筆するなどの一部改訂が行われた。

表 3.2.53 「美しい愛知づくり基本計画」の目標

| 基本目標 | 分野別の目標 |
|-----------------------|---|
| 未来につなぐ 緑豊かな“美しい愛知” | 多様な生物が共存する『自然景観』 ～変化に富んだ地形と生物多様性を支える自然環境を守ります～ |
| | 武家文化や近代化遺産が伝える『歴史景観』 ～先人達が築いてきた尾張や三河の歴史・文化を伝え残します～ |
| | 心の豊かさを映し出す『生活景観』 ～身近な文化を守り、育て、潤いと安らぎのある生活環境を創出します～ |
| | 「モノづくり」の活力が創り出す『産業景観』 ～産業により創出される特色ある景観を守り、育みます～ |

出典：「美しい愛知づくり基本計画」（平成19年3月 愛知県）

(2) みよししみどりと景観計画

みよし市では、「緑の基本計画」と「景観計画」が一体となった「みどりと景観計画」を策定し、平成23年4月に公表、同年7月に発効した。その後、上位関連計画の改定や社会情勢の変化に対応した緑地の保全及び緑化の推進を図っていくため、令和6年7月に改定が行われている。

本計画は、市の緑と景観の総合的指針となるもので、環境基本計画等の部門別計画と整合を図りつつ、都市緑地法、景観法の考えにのっとり、策定されている。

基本理念として、「～みよし市の目指す景観のために～みよしらしい水と緑の豊かさを守り、育み、楽しむ」が掲げられ、景観計画区域はみよし市全域、目標年次は令和15（2033）年度となっている。

概要については、表 3.2.54に示すとおりである。

表 3.2.54 「みよししみどりと景観計画」の概要

| 基本理念 | 基本目標 | 施策 |
|-------------------------|--|--|
| みよしらしい水と緑の豊かさを守り、育み、楽しむ | <p>「まもる」 地域性緑地（地域に残る貴重な緑）の保全や都市公園及び緑道、街路樹等の維持管理に市民協働で取り組みながら生物多様性に配慮し緑をまもりまします。また、自然景観や歴史・文化景観といった景観についても地域特性を踏まえて保全していきます。</p> | <p>① 里山・樹林地の保全 ② 河川やため池の保全、水質浄化 ③ 田園・果樹園等の農地の保全、有効活用 ④ 都市景観の保全・整備の推進 ⑤ 都市公園及び都市緑地の維持管理</p> |
| | <p>「つくる・つなぐ」 都市公園や緑道等の施設緑地や街路樹等の道路植栽の整備や改修により連続する緑をつくり、緑のネットワークを形成するように緑をつないでいきます。</p> | <p>⑥ 都市公園及び都市緑地の整備 ⑦ 親水空間の整備 ⑧ 緑のネットワークの充実</p> |
| | <p>「ふやす」 公共空間とともに民有地における緑化の推進やこれらの取組の規制により、豊かで快適な暮らしに有効なグリーンインフラに資する新たな緑をふやします。</p> | <p>⑨ 公共施設の緑化の推進 ⑩ 住宅地の緑化の推進 ⑪ 工場、事務所等の緑化の推進</p> |
| | <p>「はぐくむ」 市民・活動団体・事業者・行政それぞれが緑に関する理解を深め、さらに関心を高めて、緑化や維持管理・運営等の活動により人のつながりや緑をはぐくみます。また、市街地等における生活景観についても協働の取組を行いながら、愛着や誇りの持てる身近な景観をはぐくんでいきます。</p> | <p>⑫ 環境学習の推進 ⑬ 市民参加による緑・景観まちづくりの仕組みづくり ⑭ 緑・景観に関する効果的な情報の発信</p> |

出典：「みよししみどりと景観計画」（令和6年7月 みよし市）

(3) 豊田市景観計画

豊田市では、平成20年3月に景観法に基づく「豊田市景観計画」を策定し、平成30年3月に見直しを行っている。

目指すべき景観像として「人と自然と産業が響きあういちばん美しいまち・豊田」を設定しており、景観計画区域は豊田市全域である。

概要については、表 3.2.55に示すとおりである。

表 3.2.55 「豊田市景観計画」の概要

| | |
|-----------------|--|
| 目指すべき景観像 | 人と自然と産業が響きあう いちばん美しいまち・豊田 |
| 基本目標 | <ol style="list-style-type: none"> 1 生命を育み環境を守る自然景観づくり ～豊かな水と森を守り育み、人と生き物にやさしい環境を持った景観をつくります～ 2 豊かな心を育む生活景観づくり ～快適性と安全性を基盤に、愛着と誇りが持てる景観をつくります～ 3 活力を生み出す産業景観づくり ～モノづくり産業の活気が感じられ、また、交流と賑わいが見られる景観をつくります～ 4 文化を培う歴史景観づくり ～地域の伝統を受け継ぎ、歴史と文化の香り高い景観をつくります～ |
| 景観形成の基本方針(ゾーン別) | <ul style="list-style-type: none"> ●市街地ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ・水と緑で繋ぐうおい豊かな景観を形成する ・人とクルマからの視線に配慮した美しいまちなみ景観を形成する ・市の「顔」にふさわしい質の高い市街地景観を形成する ・地域の歴史文化を活かした魅力的な景観を形成する ・緑豊かで広がりを感じられる工場景観を形成する ●都市・田園共生ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ・広がりのある田園景観と山並みへの眺望景観を保全する ・落ち着いた感じられる住宅地内の景観を守り育む ●都市近郊自然共生ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ・多様な生物が生息できる環境を有した景観を形成する ・心和む美しい住宅地景観を保全する ・周囲の里山などの自然景観と調和した住宅及び工場の景観を形成する ・地域の歴史を物語る景観資源を保全・活用する ●森林環境共生ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ・森林の適切な維持管理により美しい山並み景観を保全する ・山村に残る地域文化を継承したまちなみ景観を形成する ・地域の拠点にふさわしいまちなみ景観を形成する ・歴史的な趣を際立たせる資源を活用し、魅力あるまちなみ景観を形成する |
| 重点的に取り組む景観施策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 市民活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> ①民間活動の促進 ②建築物の修景 2 景観学習の推進 <ol style="list-style-type: none"> ①市民の自主的な景観学習の推進 ②学校教育への景観学習の導入支援 3 重点地区の整備 中心市街地地区、国道248号地区、足助地区 4 屋外広告物の規制 <ol style="list-style-type: none"> ①屋外広告物の掲出に関する意識啓発 ②現行規制の見直しと取組の拡充 5 道路の整備 <ol style="list-style-type: none"> ①無電柱化の推進 ②舗装の美装化、ガードレール・照明柱のデザイン向上 ③サイン案内板のデザイン向上 ④緑化の推進 6 水と緑の整備 <ol style="list-style-type: none"> ①公園の整備 ②親水空間の整備 ③民有地の緑化の推進 7 公共建築物の整備 <ol style="list-style-type: none"> ①質の高い施設の建設と適切な維持管理 ②敷地内の緑化 8 行政による景観誘導に関する仕組みづくり <ol style="list-style-type: none"> ①規制区域の指定 ②景観誘導の仕組みの実施 |

出典：「豊田市景観計画」（平成30年3月 豊田市）

3.2.9 その他都市計画対象事業に関し必要な事項

3.2.9.1 廃棄物の状況

(1) ごみの処理状況

対象事業実施区域及びその周囲3市1町における令和6年度のごみの処理状況は、表 3.2.56(1)に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する東郷町のごみの総排出量は、11,770t/年となっている。また、その他の市におけるごみの総排出量は、日進市が25,092t/年、みよし市が19,290t/年、豊田市が125,400t/年となっている。

また、尾三衛生組合の構成市町である2市1町におけるごみ処理合計量の推移は、表 3.2.56(2)及び図 3.2.11に示すとおりであり、総排出量は緩やかな減少傾向となっている。

表 3.2.56(1) ごみの処理状況（令和6年度）

単位：t/年

| 項目 | 東郷町 | 日進市 | みよし市 | 豊田市 |
|------------|--------|--------|--------|---------|
| 総排出量 | 11,770 | 25,092 | 19,290 | 125,400 |
| 焼却処理量 | 9,764 | 19,888 | 16,276 | 99,825 |
| 直接焼却量 | 9,302 | 19,040 | 15,675 | 98,933 |
| 焼却以外の中間処理量 | 700 | 1,291 | 3,398 | 18,702 |
| 最終処分量 | 518 | 1,024 | 2,132 | 7,485 |
| 総資源化量 | 2,547 | 6,754 | 2,885 | 17,797 |

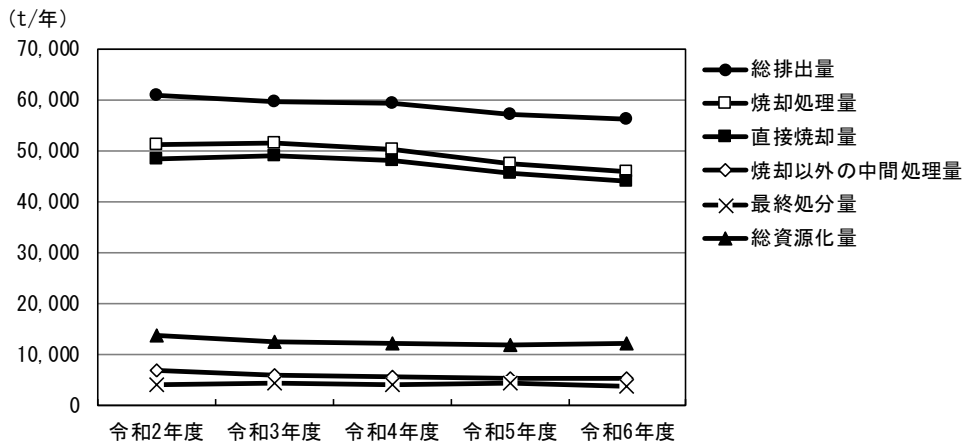
出典：「令和6年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（令和8年3月 愛知県）

表 3.2.56(2) 組合構成市町におけるごみ処理合計量の推移

単位：t/年

| 項目 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総排出量 | 60,912 | 59,604 | 59,400 | 57,087 | 56,152 |
| 焼却処理量 | 51,275 | 51,542 | 50,354 | 47,474 | 45,928 |
| 直接焼却量 | 48,556 | 49,138 | 48,129 | 45,495 | 44,017 |
| 焼却以外の中間処理量 | 6,697 | 5,959 | 5,690 | 5,280 | 5,389 |
| 最終処分量 | 3,962 | 4,347 | 4,158 | 4,315 | 3,674 |
| 総資源化量 | 13,682 | 12,613 | 12,297 | 11,917 | 12,186 |

出典：「令和2年度～令和6年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県）



出典：「令和2年度～令和6年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県）

図 3.2.11 組合構成市町におけるごみ処理合計量の推移

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

対象事業実施区域及びその周囲3市1町における令和6年度のし尿及び浄化槽汚泥の処理状況は、表 3.2.57(1)に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する東郷町のし尿等の処理量の合計は、7,462kL/年となっている。また、その他の市のし尿等の処理量の合計は、日進市が12,237kL/年、みよし市が5,508kL/年、豊田市が102,822kL/年となっている。

また、3市1町におけるし尿等の処理量の推移は、表 3.2.57(2)及び図 3.2.12に示すとおりである。

し尿等の処理量の推移は、概ね減少傾向となっている。

表 3.2.57(1) し尿及び浄化槽汚泥の処理状況（令和6年度）

単位：kL/年

| 項目 | 東郷町 | 日進市 | みよし市 | 豊田市 |
|----------|-------|--------|-------|---------|
| し尿処理量 | 206 | 319 | 396 | 4,839 |
| 浄化槽汚泥処理量 | 7,256 | 11,918 | 5,112 | 97,983 |
| 自家処理量 | - | - | - | - |
| 合計 | 7,462 | 12,237 | 5,508 | 102,822 |

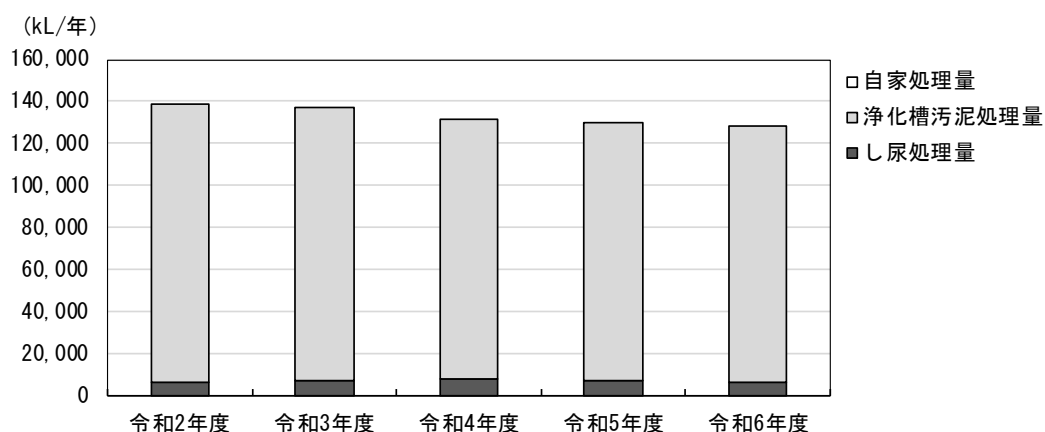
出典：「令和6年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（令和8年3月 愛知県）

表 3.2.57(2) 3市1町におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

単位：kL/年

| 項目 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| し尿処理量 | 6,215 | 7,052 | 7,403 | 7,171 | 5,760 |
| 浄化槽汚泥処理量 | 132,784 | 130,145 | 124,181 | 122,581 | 122,269 |
| 自家処理量 | - | - | - | - | - |
| 合計 | 138,999 | 137,197 | 131,584 | 129,752 | 128,029 |

出典：「令和2年度～令和6年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県）



出典：「令和2年度～令和6年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県）

図 3.2.12 3市1町におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

3.2.9.2 公害苦情の状況

対象事業実施区域及びその周囲3市1町における令和5年度の公害苦情の状況は、表 3.2.58及び図 3.2.13に示すとおりである。

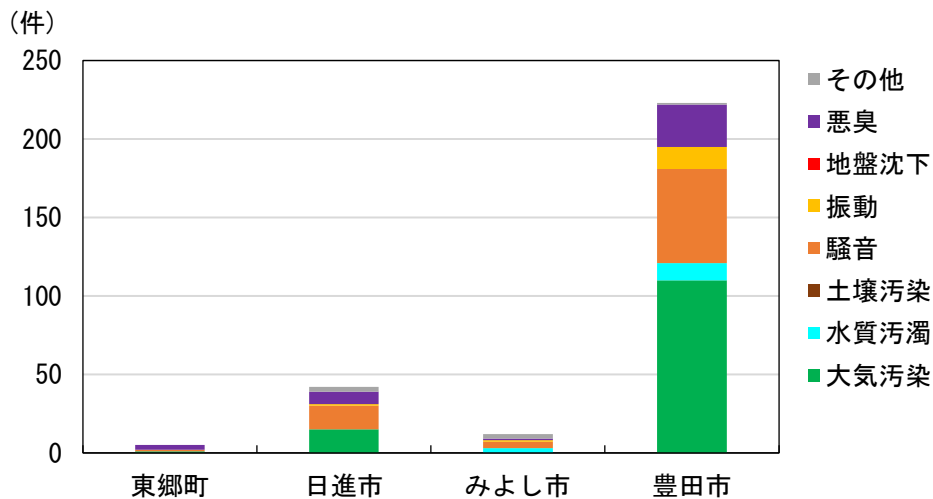
対象事業実施区域が位置する東郷町の公害苦情の総数は5件となっており、その他の市の公害苦情の総数は、日進市は42件、みよし市は12件、豊田市は223件となっている。

表 3.2.58 公害苦情の状況（令和5年度）

単位：件

| 区分 | 東郷町 | 日進市 | みよし市 | 豊田市 |
|------|-----|-----|------|-----|
| 大気汚染 | 1 | 15 | - | 110 |
| 水質汚濁 | - | - | 3 | 11 |
| 土壌汚染 | - | - | - | - |
| 騒音 | 1 | 15 | 4 | 60 |
| 振動 | - | 1 | 1 | 14 |
| 地盤沈下 | - | - | - | - |
| 悪臭 | 3 | 8 | 1 | 27 |
| その他 | - | 3 | 3 | 1 |
| 総数 | 5 | 42 | 12 | 223 |

出典：「令和7（2025）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）



出典：「令和7（2025）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）

図 3.2.13 公害苦情の状況（令和5年度）

3.2.9.3 維持管理の状況

既存施設の令和7年度の維持管理の状況は、表 3.2.59に示すとおりである。

測定結果は、すべての項目で規制値を下回っていた。

表 3.2.59(1) 維持管理の状況（令和7年度）

| | | 測定位置 | 測定日 | 結果報告日 | 測定結果 | 施設基準値 |
|-------------------------------------|-----|----------|--------|--------|----------|-------------|
| ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³) | 1号炉 | 1号炉煙突測定口 | 7月18日 | 8月26日 | 0.000088 | 1 |
| | 2号炉 | 2号炉煙突測定口 | 6月13日 | 7月22日 | 0.0077 | |
| 全水銀 (μg/m ³ N) | 1号炉 | 1号炉煙突測定口 | 7月18日 | 8月26日 | 1.2 | 50 |
| | | 〃 | 10月21日 | 11月25日 | 1.2 | |
| | | 〃 | 2月4日 | 3月4日 | 0.87 | |
| | 2号炉 | 2号炉煙突測定口 | 5月16日 | 6月11日 | 0.56 | |
| | | 〃 | 8月19日 | 9月18日 | 0.23 | |
| | | 〃 | 1月16日 | 2月13日 | 0.74 | |
| ばいじん (g/m ³ N) | 1号炉 | 1号炉煙突測定口 | 4月11日 | 5月7日 | <0.004 | 0.08 |
| | | 〃 | 7月18日 | 8月26日 | <0.004 | |
| | | 〃 | 9月30日 | 10月31日 | <0.004 | |
| | | 〃 | 10月21日 | 11月25日 | <0.004 | |
| | | 〃 | 12月16日 | 1月19日 | <0.004 | |
| | | 〃 | 2月4日 | 3月4日 | <0.003 | |
| | 2号炉 | 2号炉煙突測定口 | 5月16日 | 6月11日 | <0.004 | |
| | | 〃 | 6月13日 | 7月22日 | <0.004 | |
| | | 〃 | 8月19日 | 9月18日 | <0.004 | |
| | | 〃 | 11月28日 | 12月23日 | <0.004 | |
| | | 〃 | 1月16日 | 2月13日 | <0.004 | |
| | | 〃 | 3月17日 | 3月30日 | <0.004 | |
| 硫黄酸化物 (ppm) | 1号炉 | 1号炉煙突測定口 | 4月11日 | 5月7日 | 11.0 | 30 組合基準値 |
| | | 〃 | 7月18日 | 8月26日 | 9.0 | |
| | | 〃 | 9月30日 | 10月31日 | 5.3 | |
| | | 〃 | 10月21日 | 11月25日 | 12.0 | |
| | | 〃 | 12月16日 | 1月19日 | 10.0 | |
| | | 〃 | 2月4日 | 3月4日 | 13.0 | |
| | 2号炉 | 2号炉煙突測定口 | 5月16日 | 6月11日 | 10.0 | |
| | | 〃 | 6月13日 | 7月22日 | 9.3 | |
| | | 〃 | 8月19日 | 9月18日 | 5.7 | |
| | | 〃 | 11月28日 | 12月23日 | 3.6 | |
| | | 〃 | 1月16日 | 2月13日 | 4.0 | |
| | | 〃 | 3月17日 | 3月30日 | 7.2 | |
| 塩化水素 (mg/m ³ N) | 1号炉 | 1号炉煙突測定口 | 4月11日 | 5月7日 | 48.0 | 700 |
| | | 〃 | 7月18日 | 8月26日 | 32.0 | |
| | | 〃 | 9月30日 | 10月31日 | 16.0 | |
| | | 〃 | 10月21日 | 11月25日 | 24.0 | |
| | | 〃 | 12月16日 | 1月19日 | 31.0 | |
| | | 〃 | 2月4日 | 3月4日 | 34.0 | |
| | 2号炉 | 2号炉煙突測定口 | 5月16日 | 6月11日 | 37.0 | |
| | | 〃 | 6月13日 | 7月22日 | 28.0 | |
| | | 〃 | 8月19日 | 9月18日 | 8.0 | |
| | | 〃 | 11月28日 | 12月23日 | 10.0 | |
| | | 〃 | 1月16日 | 2月13日 | 2.0 | |
| | | 〃 | 3月17日 | 3月30日 | 28.0 | |

出典：「尾三衛生組合 一般廃棄物処理施設維持管理の状況（令和7年度）」（尾三衛生組合ホームページ）

表 3.2.59(2) 維持管理の状況（令和7年度）

| | | 測定位置 | 測定日 | 結果報告日 | 測定結果 | 施設基準値 |
|-------------------|-----|----------|--------|--------|------|-------|
| 窒素酸化物 (v/vppm) | 1号炉 | 1号炉煙突測定口 | 4月11日 | 5月7日 | 70.0 | 250 |
| | | 〃 | 7月18日 | 8月26日 | 78.0 | |
| | | 〃 | 9月30日 | 10月31日 | 79.0 | |
| | | 〃 | 10月21日 | 11月25日 | 81.0 | |
| | | 〃 | 12月16日 | 1月19日 | 83.0 | |
| | 2号炉 | 〃 | 2月4日 | 3月4日 | 85.0 | |
| | | 2号炉煙突測定口 | 5月16日 | 6月11日 | 82.0 | |
| | | 〃 | 6月13日 | 7月22日 | 90.0 | |
| | | 〃 | 8月19日 | 9月18日 | 90.0 | |
| | | 〃 | 11月28日 | 12月23日 | 89.0 | |
| | | 〃 | 1月16日 | 2月13日 | 87.0 | |
| | | 〃 | 3月17日 | 3月30日 | 75.0 | |

出典：「尾三衛生組合 一般廃棄物処理施設維持管理の状況（令和7年度）」（尾三衛生組合ホームページ）